

建設労働者確保育成助成金 のごあんない

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体を支援する制度です。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

助成コース・助成額一覧

コース		概要	助成額	ページ
認定訓練	経費助成	中小建設事業主等が職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	対象の建設労働者1人1ヵ月当たり4,400円など（訓練の課程等によって助成額が異なります）	4ページ
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	対象の建設労働者1人1日当たり4,000円	6ページ
技能実習	経費助成	中小建設事業主等が雇用する建設労働者に技能実習を行う場合、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の9割（委託費は7割）。ただし1つの技能実習について、1人当たり20万円を上限	7ページ
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、賃金の一部を助成	1つの技能実習について1人1日当たり7,000円かつ20日分を上限	10ページ
雇用管理制度	整備助成	中小建設事業主が雇用管理制度を導入・適用した場合、経費の一部を助成	導入・適用した雇用管理制度に応じて定額30万円または40万円	17ページ
若年者に魅力ある職場づくり事業	経費助成(事業主)	中小建設事業主が若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ200万円を上限	19ページ
	経費助成(事業主団体)	中小建設事業主団体が若年労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ1,000万円または2,000万円を上限	25ページ
建設広域教育訓練	推進活動経費助成	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ4,500万円～9,000万円を上限	29ページ
	施設設置等経費助成	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の1/2かつ3億円を上限	30ページ
新分野教育訓練	経費助成	中小建設事業主が建設労働者を継続して雇用しつつ建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を行う場合、経費の一部を助成	実施経費の1/3 新分野進出後さらに1/3 （新分野教育訓練終了後および新分野事業進出後それぞれ、1人当たり20万円かつ1対象教育訓練当たり200万円を上限）	31ページ
	賃金助成	中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で建設業以外の新分野事業に従事させるために必要な教育訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	訓練終了後、新分野進出後それぞれ、1人1日当たり3,500円かつ40日分を上限	31ページ
作業員宿舍等設置	経費助成	中小建設事業主が被災三県に所在する作業員宿舍等を貸借した場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3かつ1事業年度当たり200万円を上限	34ページ



助成金の利用に当たってのご注意

(1) 申請期限の厳守

提出期限までに申請がない場合、助成金は受給できません。（提出期限・記入方法などについては、最寄りの都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にご相談ください。）

(2) 現地確認などについて

支給要件の確認のため、費用負担、賃金の支払い、訓練などの実施状況、建設労働者の雇用状況などについて、現地での確認や聞き取りを行ったり、報告や書類の提出を求められることがあります。

これらの確認などにご協力いただけない場合、また支給要件に照らして申請書や添付書類などの内容に疑義がある場合には、助成金を受給できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 助成金の返還について

詐欺、脅迫、贈賄など刑法に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上犯罪を構成するに至らない場合でも、故意に助成金の計画届や支給申請書に虚偽の記載を行い、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金の支給を受け、または受けようとした場合（以下「不正受給」という）、もしくは本来支給される額を超えて助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部または一部を返還していただきます。

また、不正受給を行った場合は、

○ 不支給決定または支給決定の取消

○ 不支給決定または支給決定の取消しを受けた日から3年間は各種助成金を受給できなくなります。特に悪質な場合は、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

また、他の助成金でも不正受給が確認された場合も支給決定は行われません。

○ 返還に関しては、受給した日の翌日から返還が終了する日までの間、延滞金（法定利息）が加算されます。

(4) 書類の整理保管

助成金の支給に関して提出した書類（訓練などの実施に要する費用、賃金の支出に関する証拠書類など）は、この助成金に関する支給（不支給）決定日から起算して5年間保存してください。

パンフレットの用語について

「建設事業主」 建設労働者を雇用して建設事業を行う者をいいます。
※建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行ういわゆる「一人親方」および「同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主」は、建設事業主には当たりません。

「建設事業主団体」 建設事業主の団体またはその連合団体であって、構成員のうち占める建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主に占める雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上であって、財務及び活動等の状況からみて、事業を的確に遂行することができると思われる団体をいいます。

「中小建設事業主」 資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者数300人以下の建設事業主をいいます。

「Aの中小建設事業主」	雇用保険料率1,000分の16.5の中小建設事業主
「Aの事業所」	雇用保険の適用上ひとつの事業所として認められている雇用保険料率が1,000分の16.5の事業所
「Bの中小建設事業主」	雇用保険料率が1,000分の13.5または15.5の建設業の許可を有する中小建設事業主
「Bの事業所」	雇用保険の適用上ひとつの事業所として認められている雇用保険料率が1,000分の13.5または15.5の事業所

「中小建設事業主団体」 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうち占める中小建設事業主の割合が3分の2以上の団体をいいます。

「建設工事における作業に係る広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人」

次のいずれにも該当する職業訓練法人

- 複数の都道府県にわたる地域における建設事業主などの相当数を社員とする職業訓練法人※またはこの職業訓練法人の基本財産を拠出しているもの
- 建設工事における作業についての職業訓練に適した訓練施設を運営するもの

※ 職業訓練法人を構成する事業主が、複数の都道府県にわたって均衡に分布している場合。例えば、2県にわたる地域の建設事業主などのうち、1つの県の建設事業主が数社程度であるなど極端な偏りが見受けられる場合は該当しない。

助成金の不支給要件

次のいずれかに該当する事業主等は助成金を支給できません。

- 1 偽りその他不正の行為により、雇用保険法第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則に基づく助成金の支給を受け、または受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で不支給措置がとられている事業主等
- 2 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主
- 3 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主等
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業並びに接客業務受託営業を行っている事業主
- 5 暴力団関係事業所の事業主
- 6 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主

☆その他の支給要件については、各助成金のページをご覧ください。また、事前に最寄りの都道府県労働局またはハローワークにご相談のうえ、助成金の利用計画を進めるようにしてください。

1. 受給できる中小建設事業主または中小建設事業主団体（職業訓練法人など）

都道府県から — [認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）
または
広域団体認定訓練助成金] — の交付を受けて、
認定訓練を行う中小建設事業主または中小建設事業主団体（職業訓練法人など）であること

かつ

中小建設事業主の場合

- 雇用保険の適用事業主であること

中小建設事業主団体の場合

次のすべての要件を満たすこと

- 構成員の50%以上を建設事業主が占めていること
- 構成員である建設事業主のうち3分の2以上が中小建設事業主であること
（職業訓練法人については比率を問わない）
※「一人親方」及び「同居の親族のみを使用して建設事業を行う者」は中小建設事業主として取り扱いません
- 構成員である建設事業主の50%以上の者が雇用保険に加入していること

2. 算定の対象となる者

次のいずれかに該当する者であることが必要です。

- 中小建設事業主が雇用している雇用保険の被保険者
- 学卒未就職者など職業能力形成機会が十分でない者（新規学卒者のうち就職できないため、やむを得ず進学し、就職先が未決定の者及びおよそ3年以上継続して正規雇用されることがない者であって、就職のため認定職業訓練を受講することを希望する者）

3. 算定の対象となる訓練課程・訓練科

助成対象となる訓練は職業能力開発促進法第24条第1項に規定する認定職業訓練または同法第27条第1項に規定する指導員訓練のうち、別に定める建設関連の訓練に限ります。

なお、経理事務・営業販売的な要素を持つ訓練は、この助成金の対象とはなりません。

4. 助成額

認定訓練の受講者1人につき、訓練の種類に応じて定められた助成金の額に月数、コース数または単位数を乗じた額です。

訓練の種類 (建設関連の訓練に限る。)	月、コース または単位	助成金の額	
		認定訓練	広域認定訓練
イ 普通職業訓練			
① 普通課程	1ヵ月	4,400円	6,600円
専修訓練課程	1ヵ月	4,400円	—
② 短期課程			
一級技能士コース	1コース	9,700円	14,600円
二級技能士コース	1コース	9,700円	14,600円
単一等級技能士コース	1コース	9,700円	14,600円
管理監督者コース	1単位※	1,800円	2,700円
能開法施行規則別表第4 による訓練	1コース	16,000円	25,000円
上記以外の短期課程	1単位※	1,800円	2,700円
ロ 高度職業訓練 専門課程	1ヵ月	19,500円	—
ハ 指導員訓練 研修課程	1単位※	1,800円	2,700円

※単位数

訓練時間

12H（職業能力開発促進法施行規則別表第3に関するものについては10H）

～ 15H 【 1単位】

16H ～ 25H 【 2単位】

26H ～ 40H 【 3単位】

41H ～ 60H 【 4単位】

61H ～ 80H 【 5単位】

81H ～ 100H 【 6単位】

101H ～ 150H 【 7単位】

151H ～ 200H 【 8単位】

201H ～ 300H 【 9単位】

301H ～ 400H 【10単位】

401H ～ 500H 【11単位】

501H ～ 600H 【12単位】

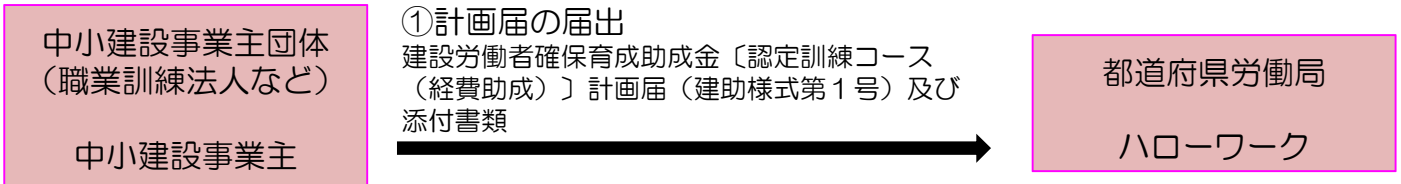
601H ～ 700H 【13単位】

701H～ 【14単位】

5. 手続き

① 計画届の届出

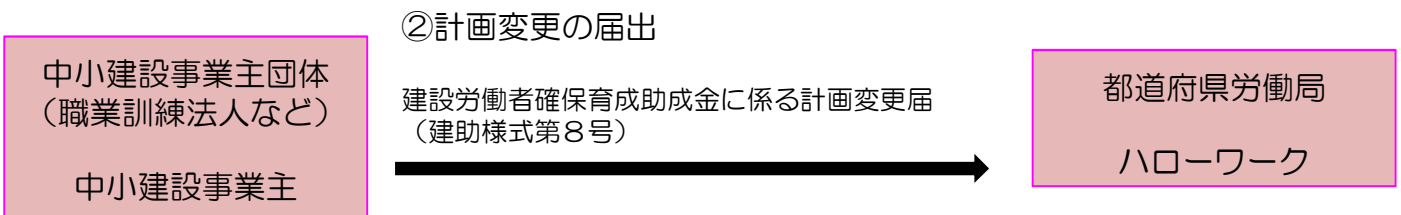
認定訓練コース（経費助成）の支給を受けようとする中小建設事業主または中小建設事業主団体は、事業を実施しようとする年度の5月末まで（平成25年度は7月末まで）に、計画届を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という）またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



② 計画届の変更

計画届を提出した中小建設事業主または中小建設事業主団体は届け出た内容に変更※が生じるときは、事前に必要書類の一式を、管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

※ ①訓練の実実施計画の内容を著しく変更する場合、②添付書類の内容に変更が生じた場合（軽微な場合を除く）



③ 支給申請の手続き

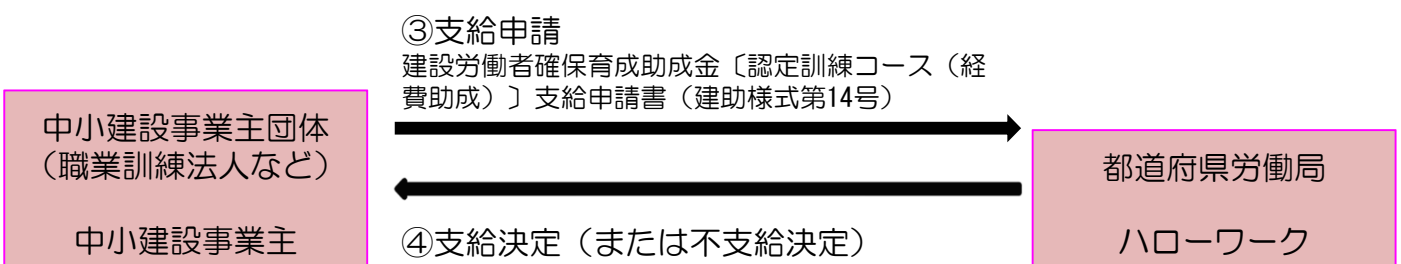
都道府県から認定訓練助成事業費補助金（運営費）または広域団体認定訓練助成金の交付の決定があった日以後、認定訓練を実施した月（短期課程の普通職業訓練および指導員訓練については、1コースの訓練が終了した月）に応じ、原則として必要書類一式を管轄労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

認定職業訓練助成事業費補助金（運営費）の場合

訓練実施月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から8月末日まで	10月1日から11月末日まで	翌年の1月1日から2月末日まで	3月1日から5月末日まで

広域団体認定訓練助成金の場合

訓練実施月	4月、5月、6月、7月、8月、9月	10月、11月、12月、1月、2月、3月
提出期間	10月1日から11月末日まで	翌年の4月1日から5月末日まで



1. 受給できる中小建設事業主

次の要件のすべてに該当する中小建設事業主

- ・雇用保険の適用事業主であること
- ・雇用する建設労働者に対して認定訓練を受講させ、その期間、通常の賃金の額以上の賃金を支払うこと。
- ・雇用保険法施行規則によるキャリア形成促進助成金またはキャリアアップ助成金（認定訓練を行う施設に建設労働者を派遣する場合に限る）の支給を受けていること。

2. 算定の対象となる建設労働者

中小建設事業主が雇用している雇用保険の被保険者である建設労働者で、その中小建設事業主が認定訓練を受講させたもの。

3. 助成の対象となる訓練課程・訓練科（認定訓練コース（経費助成）と同じ）

職業能力開発促進法第24条第1項に規定する認定職業訓練または同法第27条第1項に規定する指導員訓練のうち、別に定める建設関連の訓練に限ります。

なお、経理事務・営業販売などの訓練は対象とはなりません。

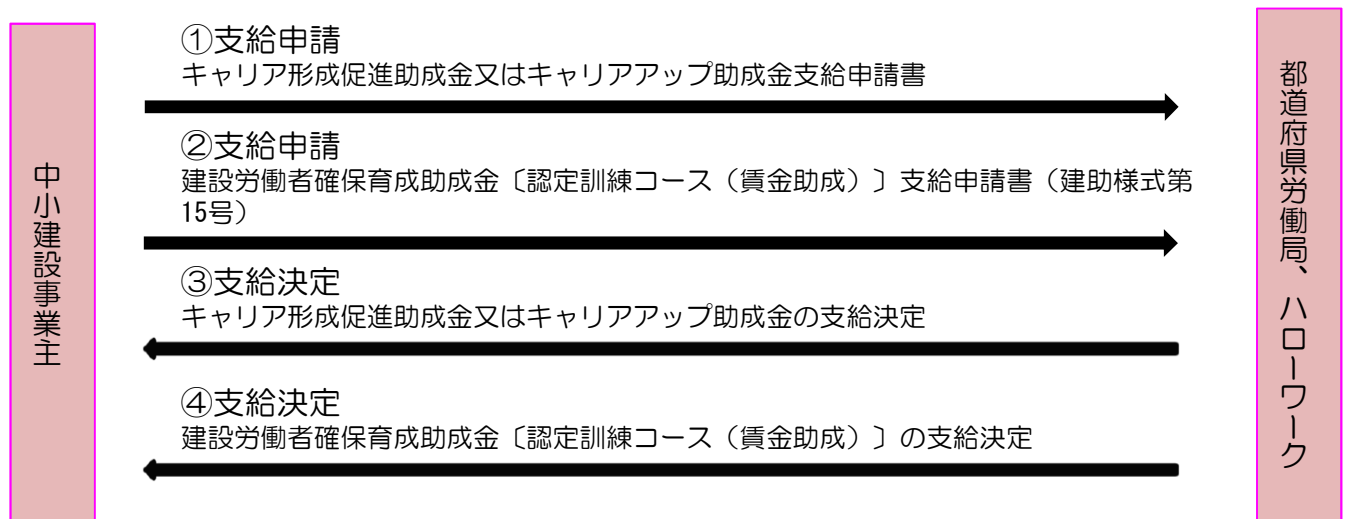
4. 助成額

算定対象の建設労働者1人につき、日額4,000円とする。

5. 支給申請の手続き

認定訓練を修了した日の翌日から起算して2ヵ月以内※に、建設労働者確保育成助成金（認定訓練一賃金助成）支給申請書、必要書類などを管轄労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

※当分の間は、4月1日から9月30日に終了した訓練等は10月1日から11月30日、10月1日から翌年3月31日に終了した訓練等は4月1日から5月31日に提出することができます。



1. 受給できる中小建設事業主、中小建設事業主団体

■技能実習を実施する次のいずれかに該当する中小建設事業主

- ・ 「Aの中小建設事業主」（イメージ図①を参照）
- ・ 「Bの中小建設事業主」であって、技能実習の受講者の3分の2以上が、この企業において「Aの事業所」で雇用される建設労働者及び下請である「Aの中小建設事業主」（「Aの中小建設事業主」に限る）で雇用される建設労働者であること。（イメージ図②を参照）

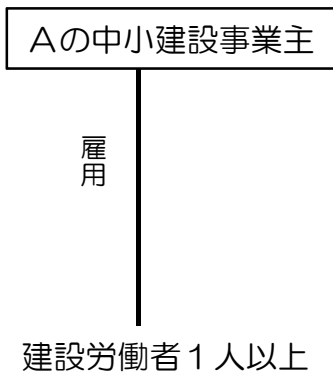
※A・Bの中小建設事業主の定義については3ページ参照

■技能実習を実施する次のすべての要件を満たす中小建設事業主団体（イメージ図③を参照）

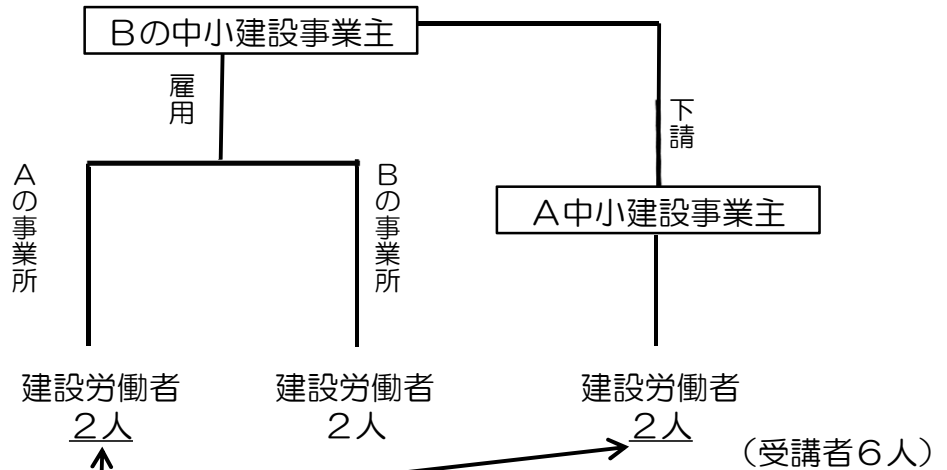
- ・ 団体の構成員のうち、建設事業主が50%以上占めていて、その建設事業主のうち中小建設事業主が3分の2以上を占めていること。
- ・ 構成員である建設事業主の50%以上の者が雇用保険に加入していること。
- ・ 技能実習の受講者のうち3分の2以上が、「Aの中小建設事業主」に雇用される建設労働者および「Bの中小建設事業主」のうち「Aの事業所」に雇用される建設労働者であること。

● イメージ図

①のケース

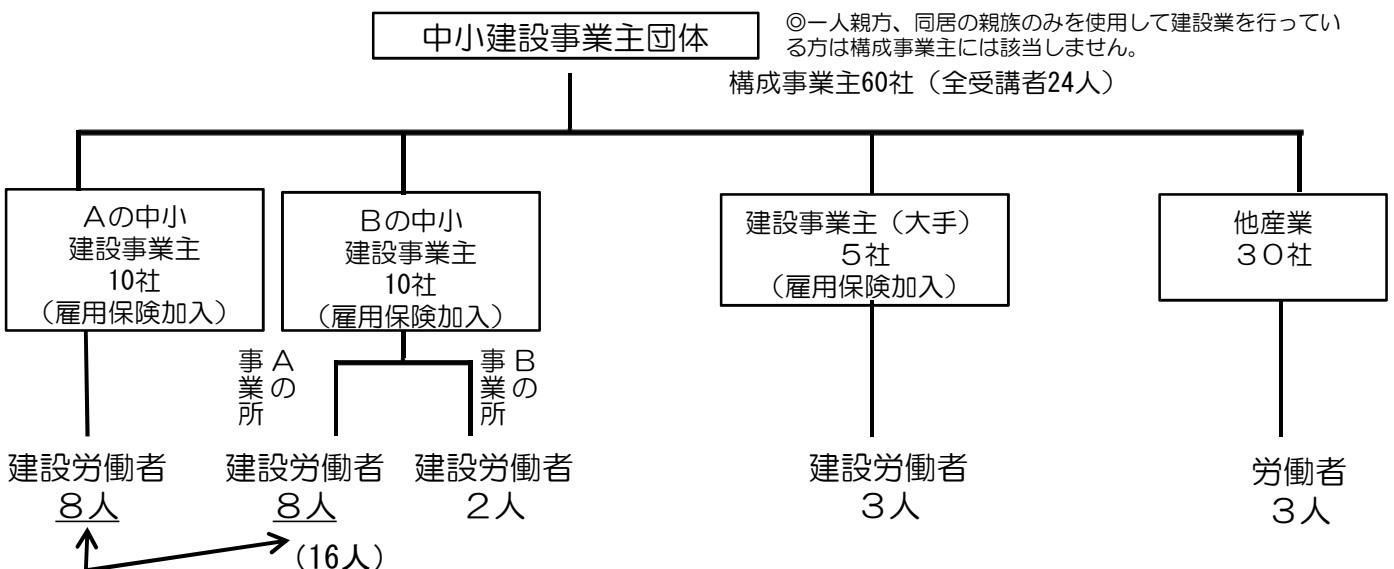


②のケース（受講者6人の場合）



◎3人以下の場合は助成対象外となります。（このケースは受講者6人のうちAの事業所に雇用する建設労働者および下請けであるAの中小建設事業主の雇用する建設労働者が3分の2以上である4人以上が要件となります）

③のケース（構成事業主60社で全受講者24人の場合）



◎15人以下の場合は助成対象外となります。（このケースは、受講者24人のうち「Aの中小建設事業主」および「Bの中小建設事業主のうちAの事業所」に雇用されている建設労働者が3分の2以上である16人以上が要件となります。）

2. 算定の対象となる建設労働者

次のいずれかに該当する建設労働者

- ・助成の対象となる技能実習を行う「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者
- ・助成の対象となる技能実習を行う「Bの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者のうち、「Aの事業所」に雇用されている建設労働者
- ・中小建設事業主団体の構成員のうち「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者、または「Bの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者のうち「Aの事業所」に雇用されている建設労働者
- ・助成の対象となる技能実習を行う「AまたはBの中小建設事業主」と直接の下請関係にある、「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者
- ・中小建設事業主団体を構成する「AまたはBの建設事業主」と直接の下請関係にある「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者

3. 助成の対象となる技能実習

次のすべての要件を満たす技能実習で下の表に「○」があるもの

- (1) 1日1時間以上であること。*①、④については、合計10時間以上（①には実技・学科の時間の割合は問いませんが、1時間以上は実技の時間を設けること）
 ※1日の時間数が1時間以上であっても、訓練と直接関連のない単なる開・閉講式やオリエンテーションなどは、助成の対象となりません。
- (2) 技能実習の期間は最長でも6ヵ月以内とすること。
- (3) 下表①、④（登録教習期間等へ委託する場合を除く）の実習の指導員は、その実習の内容に直接関連する職種に関する職業訓練指導員免許を有する者か、1級技能検定に合格した者、管轄労働局長がこれらと同等以上の能力があると認める者であること。
- (4) 支給申請者が自ら雇用する労働者を除き、費用を徴収することはできませんが、徴収した場合は助成対象費用から当該徴収額を差し引きます。

No.	実習内容	中小建設事業主などが自ら行う場合	登録教習機関または登録基幹技能者講習実施機関に委託して行う場合
①	建設工事における作業に直接関連する実習* （②から⑤以外のもの）	○	○
②	労働安全衛生法で定める特別教育（12ページ・表1に限る）	○	○
③	労働安全衛生法に基づく教習および技能講習（13ページ・表2に限る）	×	○
④	職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習（15ページ・表3に限る）	○	○
⑤	建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習（16ページ・表4参考）	×	○

※ 職業訓練（労働者を日常の職場で業務に就かせたまま行う訓練）および営業活動の一環として行う技能実習は助成の対象になりません。

4. 助成額

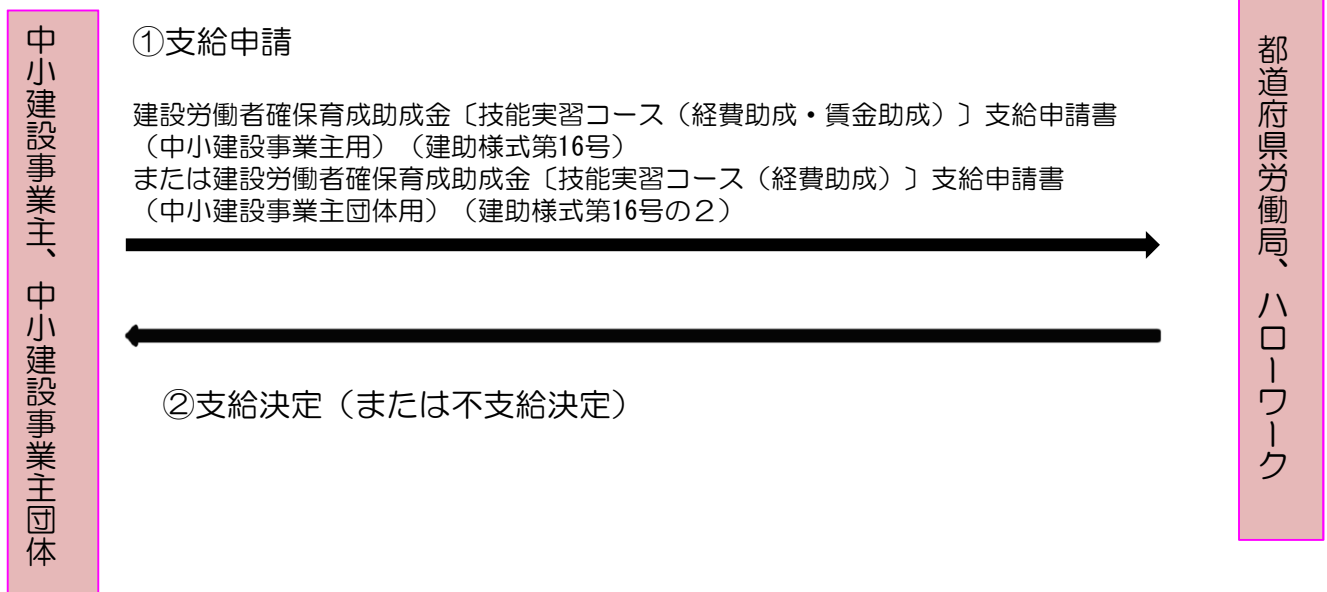
助成対象費用の区分ごとの基準により算定した合計額の9割（委託費については7割）とする。ただし、ひとつの技能実習について、1人当たり20万円を限度とする。

なお、認定訓練コース（経費助成）の要件を満たす訓練の受講料等経費は助成の対象となりません。

助成対象費用	基準	限度額
指導員謝金	実費相当額（部外指導員に限る）	ひとつの技能実習について、1人当たり20万円
指導員旅費	実費相当額（交通費に限る）	
実習場所の借上料	実費相当額	
建設機械の借上料	実費相当額	
教材費、消耗品代等で技能実習に直接必要とする費用	実費相当額	
委託費（助成対象中小建設事業主などが技能実習を登録教習機関または登録基幹技能者講習実施機関に委託する場合の費用）	委託費（1人当たりの受講料に受講者数を乗じて得た額）	

5. 支給申請の手続

建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース（経費助成）（賃金助成）〕支給申請書または建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース（経費助成）〕支給申請書、必要書類などを技能実習を終了した日の翌日から起算して2カ月以内に、管轄労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



1. 受給できる中小建設事業主

次のいずれかに該当する中小建設事業主

- 「Aの中小建設事業主」
- 「Aの事業所」を有する「Bの中小建設事業主」

2. 算定の対象となる建設労働者

雇用保険の被保険者で、次のいずれかに該当する建設労働者

- 「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者
- 「Bの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者のうち、「Aの事業所」に雇用されている建設労働者

3. 助成の対象となる技能実習（技能実習コース（経費助成）と同じ）

雇用する建設労働者に、訓練の内容が技能実習コース（経費助成）の助成の対象となる技能実習（8ページの3に該当するもの）を1日3時間以上、所定労働時間内に受講させ、その期間の所定労働時間に労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払った場合に対象となります。

また、建設労働者の所定労働時間外及び休日に技能実習を受講させた場合は、以下の①または②の場合は助成の対象となります。

- ① 所定労働時間外に実施する技能実習を受けさせた場合
所定の賃金（所定労働時間労働した場合の通常の賃金の額に加え、労働基準法に定める割増賃金を支払うべき場合には、所定の割増をした額の賃金）以上の額を支給する場合
- ② 所定労働日以外の休日に実施する技能実習を受けさせた場合
受講日について振替休日を与え、または所定の賃金（所定労働時間労働した場合の通常の賃金の額に加え、労働基準法に定める割増賃金を支払うべき場合には、所定の割増をした額の賃金）以上の額を支給する場合

4. 助成額

技能実習を受講させた建設労働者1人につき7,000円に技能実習を受講させた日数（1日3時間以上受講した日に限る）を乗じて得た額で、ひとつの技能実習について20日分を限度とします。

5. 支給申請の手続き

建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース（経費助成・賃金助成）〕支給申請書（中小建設事業主用）または建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース（賃金助成）〕支給申請書、必要書類などを技能実習を終了した日の翌日から起算して2ヵ月以内に、管轄労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

中小建設事業主

①支給申請

建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース（経費助成・賃金助成）〕支給申請書(中小建設事業主用)（建助様式第16号）
または建設労働者確保育成助成金〔技能実習コース（賃金助成）〕支給申請書（建助様式第17号）



②支給決定（または不支給決定）

都道府県労働局、ハローワーク

表1

労働安全衛生法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則第36条	時間	時間
第3号 アーク溶接	11	10
第4号 電気取扱い(高圧)	11	15
// (低圧)	7	7
第5号の3 不整地運搬車(1t未満)の運転	6	6
第9号 小型車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)の運転	7	6
// (基礎工事用) //	7	6
// (解体用) //	7	7
第9号の2 基礎工事用建設機械の運転	7	5
第9号の3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	5	4
第10号 ローラーの運転	6	4
第10号の2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	7	5
第10号の3 ボーリングマシンの運転	7	5
第10号の4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第10号の5 高所作業車(10m未満)の運転	6	3
第11号 巻上げ機の運転	6	4
第13号 軌道装置の動力車の運転	6	4
第15号 クレーンの運転	9	4
第16号 移動式クレーン(1t未満)の運転	9	4
第17号 デリックの運転	9	4
第18号 建設用リフトの運転	5	4
第19号 玉掛け	5	4
第20号 ゴンドラ操作	5	4
第20号の2 作業室および気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第21号 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	10	2
第22号 気閘室への送気または気閘室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	3
第23号 潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	9	2
第24号 再圧室を操作する業務	9	3
第38号 ①除染等業務(下段②を除く)	4	1.5
②特定汚染土壌等取扱業務	3.5	1
③特定線量下業務	2.5	

表2

労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

区 分	教習時間又は講習時間	
	学 科 時間	実 技 時間
労働安全衛生法第75条別表第17(教習)		
2 クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
3 移動式クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
労働安全衛生法第76条別表第18(技能講習)		
5 地山の堀削及び土止め支保工作業主任者技能講習	17	
6 すい道等の堀削等作業主任者技能講習	13	
7 すい道等の覆工作業主任者技能講習	13	
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	13	
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	13	
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	11	
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	11	
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	13	
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	11	
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	13	
24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11.5	4
26 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習	13	7
//	10	6
//	13	6
27 小型移動式クレーン(1t以上5t未満)運転技能講習	13	7
//	10	6
//	10	7
//	13	6
28 ガス溶接技能講習	8	5
31 車両系建設機械 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 運転技能講習	13	25
//	9	25
//	13	5
//	9	5
//	5	5
//	4	2

表2

労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	13	25
//	6	5
//	2	1
//	9	5
//	13	5
//	9	25
//	3	2
車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習(※)	2	
//	2	1
//	3	
//	7	
33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	14	25
//	4	5
//	6	15
//	7	15
//	10	15
//	14	15
34 不整地運搬車(1t以上)運転技能講習	11	24
//	7	4
//	11	4
//	7	24
35 高所作業車(10m以上)運転技能講習	11	6
//	6	6
//	8	6
36 玉掛け技能講習	12	7
//	9	6
//	12	6
//	11	5
//	11	4

(※) 平成27年6月30日までの間に実施される、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第58号)附則第3条各号の講習をいう。

表3

建設関連技能検定職種一覧

番 号	検 定 職 種	番 号	検 定 職 種
1	造 園	○22	浴槽設備施工
2	さく井	○23	厨房設備施工
3	鉄 工	24	型枠施工
4	建築板金	25	鉄筋施工
5	建設機械整備	26	防水施工
6	冷凍空気調和機器施工	○27	樹脂接着剤注入施工
7	建具製作	28	内装仕上げ施工
8	石材施工	29	スレート施工
9	建築大工	30	カーテンウォール施工
○10	枠組壁建築	31	熱絶縁施工
11	かわらぶき	32	サッシ施工
12	と び	○33	バルコニー施工
13	左 官	34	ガラス施工
○14	れんが積み	35	ウェルポイント施工
15	築 炉	36	建築図面製作
16	ブロック建築	37	表 装
○17	エーエルシーパネル施工	38	塗 装
○18	コンクリート積みブロック施工	○39	路面標示施工
19	タイル張り	40	コンクリート圧送施工
20	畳製作	41	自動ドア施工
21	配 管		

注) ○印を付した技能検定職種は、単一等級の技能検定職種を表す。

表4

各専門工事業団体における登録基幹技能者講習実施状況

No.	資格名称	職種	団体名
1	登録圧接基幹技能者	鉄筋	全国圧接業協同組合連合会
2	登録橋梁基幹技能者	橋梁架設	(社)日本橋梁建設協会
3	登録PC工事基幹技能者	PC橋梁架設	プレストレスト・コンクリート工事業協会
4	登録電気工事基幹技能者	電気工事	(社)日本電設工業協会
5	登録造園基幹技能者	造園	(社)日本造園建設業協会 (社)日本造園組合連合会
6	登録機械土工基幹技能者	土工・コンクリート	(社)日本機械土工協会
7	登録建築板金基幹技能者	板金	(社)日本建築板金協会
8	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	(社)全国鉄筋工事業協会
9	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	サッシ・カーテンウォール	(社)日本サッシ協会 (社)カーテンウォール・防火開口部協会
10	登録外壁仕上基幹技能者	外壁仕上工事	日本外壁仕上業協同組合連合会
11	登録型枠基幹技能者	型枠大工	(社)日本建設大工工事業協会
12	登録内装仕上工事基幹技能者	内装	(社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会
13	登録配管基幹技能者	管工事	(社)日本空調衛生工事業協会 (社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
14	登録トンネル基幹技能者	トンネル工事	(社)日本トンネル専門工事業協会
15	登録コンクリート圧送基幹技能者	コンクリート圧送工事	(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
16	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工	(社)日本建設躯体工事業団体連合会 (社)日本鳶工業連合会
17	登録左官基幹技能者	左官	(社)日本左官業組合連合会
18	登録建設塗装基幹技能者	塗装	(社)日本塗装工業会
19	登録ダクト基幹技能者	ダクト工事	(社)日本空調衛生工事業協会 (社)全国ダクト工業団体連合会
20	登録防水基幹技能者	防水工事	(社)全国防水工事業協会
21	登録インテリア基幹技能者	建築ブロック・インテリア工事	(社)日本建築ブロック・インテリア工事業協会
22	登録海上起重基幹技能者	土工・しゅんせつ	(社)日本海上起重技術協会
23	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	ダイヤモンド工事業協同組合
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁工事	(社)日本保温保冷工業協会
25	登録グラウト基幹技能者	とび・土木	(社)日本グラウト協会
26	登録冷凍空調基幹技能者	管工事	(社)日本冷凍空調設備工業連合会
27	登録運動施設基幹技能者	運動施設工事	(社)日本運動施設建設業協会
28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工	全国基礎工業協同組合連合会協同組合 (社)日本基礎建設協会
29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック	(社)日本タイル煉瓦工事工業会
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(道路標識)とび・土工 (路面標示)塗装	(社)全国道路標識・標示業協会

注) 平成25年5月現在。なお、新たに国土交通大臣の登録を受けた講習については助成対象となります。

1. 受給できる中小建設事業主

次の要件のすべてに該当する中小建設事業主

- Aの中小建設事業主（企業単位）であること。
- 雇用管理制度整備計画（3カ月以上1年以内）を作成し、管轄する都道府県労働局長に提出し、認定を受けること。
- 認定された雇用管理制度整備計画に基づき、当該計画期間内に雇用管理制度の導入を新たに行い^{※1}、通常の労働者1名以上に適用する^{※2}こと。
- 雇用管理責任者を選任し、選任した者の氏名を周知していること。
- 過去に下記2の①から③に掲げる制度に関する本コースを受給しており、再び同じ区分の雇用管理制度整備計画を提出する場合、最後の受給決定の翌日から起算して3年が経過していること。
- 雇用管理制度整備計画期間の初日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請書の提出日までの間に、事業主が雇用する被保険者（短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を除く）を事業主都合で解雇（勧奨等退職を含む）していないこと。
- 雇用管理制度整備計画期間の初日の前日から起算して6カ月前の日から支給申請書の提出日までの間に、雇用保険法第23条第1項に規定する「特定受給資格者」となった数を~~を~~、雇用管理制度整備計画の提出日における事業主が雇用する被保険者数（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く）で除して得た割合が6%を超えない（特定受給資格者が3人以下である場合を除く）こと。

※1 雇用管理制度の導入とは、労働協約または就業規則を変更することにより、雇用管理制度を新たに定めることをいいます。

※2 雇用管理制度の適用とは、導入した雇用管理制度を適切かつ効果的に実施することをいいます。

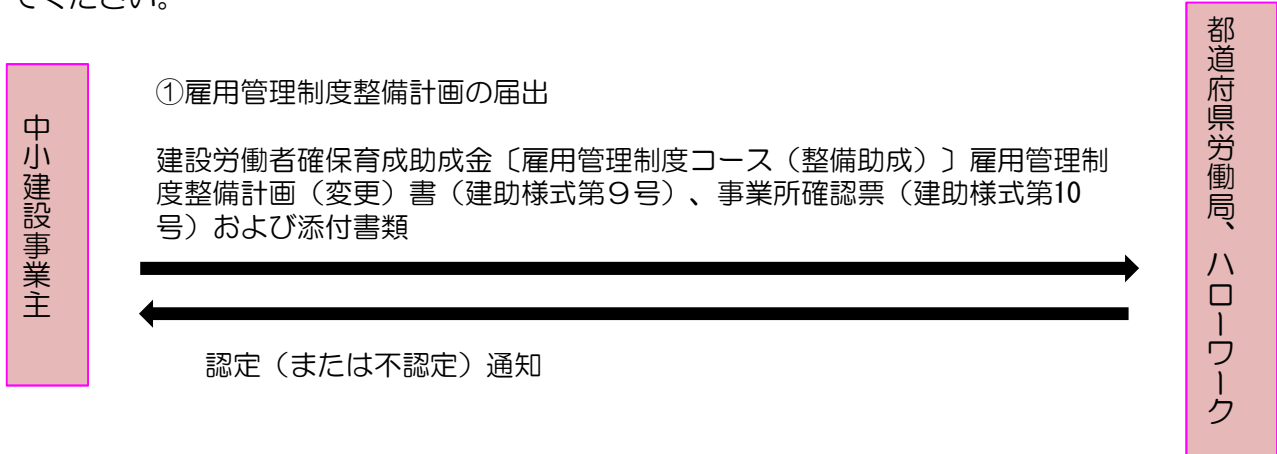
2. 支給対象となる雇用管理制度

①～③の制度の主な要件		助成額
① 評価・処遇制度	次の(イ)から(ハ)までのすべてに該当するものをいう。 (イ) 通常の労働者に対する評価・処遇制度、昇進・昇格基準、賃金体系制度、諸手当制度等であること。 (ロ) 賃金体系制度、諸手当制度については、制度導入後の賃金が低下していないこと。 (ハ) 当該制度が適用されるための合理的な条件（勤続年数、人事評価結果、所属長の推薦等の客観的に確認可能な要件、基準、手続、実施時期等をいう。以下「合理的な条件」という）が労働協約または就業規則に明示されていること。	40万円
② 研修体系制度	次の(イ)から(ト)までのすべてに該当するものをいう。 (イ) 通常の労働者の職務に必要な知識、スキル、能力の付与を目的にカリキュラム内容、時間等を定めた教育訓練・研修制度（以下「教育訓練等」という）であり、階層別を実施される複数の研修（職位や人事制度上の等級など、組織上の階層ごとに実施される研修）であること。 (ロ) 労働関係法令等により実施が義務づけられていないものを含むこと。 (ハ) 生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる教育訓練等であること。 (ニ) 1人につき10時間以上（休憩時間、移動時間等を除く）の教育訓練等であること。 (ホ) 当該時間内における賃金の他、受講料（入学金及び教材費を含む）、交通費等の諸経費を要する場合は、全額事業主が負担するものであること。 (ヘ) 教育訓練等の期間中の賃金について、通常の労働時の賃金から減額されずに支払われていること (ト) 当該制度が適用されるための合理的な条件及び事業主の費用負担が労働協約または就業規則に明示されていること。	30万円
③ 健康づくり制度	次の(イ)から(ハ)までのすべてに該当するものをいう。 (イ) 通常の労働者に対する法定の健康診断〔労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という）第43条、第44条に基づいて事業主が行わなければならないとされる項目〕以外の健康づくりに資する制度であって、以下のいずれかに該当するもの。 a 腰痛健康診断 b メンタルヘルス相談〔メンタルヘルスに係る専門家（医師、臨床心理士等）による事業所担当者向け相談、労働者への相談〕 (ロ) (イ)の受診等により費用を要する場合は、費用の半額以上を事業主が負担していること。 (ハ) 当該制度が適用されるための合理的な条件及び事業主の費用負担が労働協約または就業規則に明示されていること。	30万円

3. 手続き

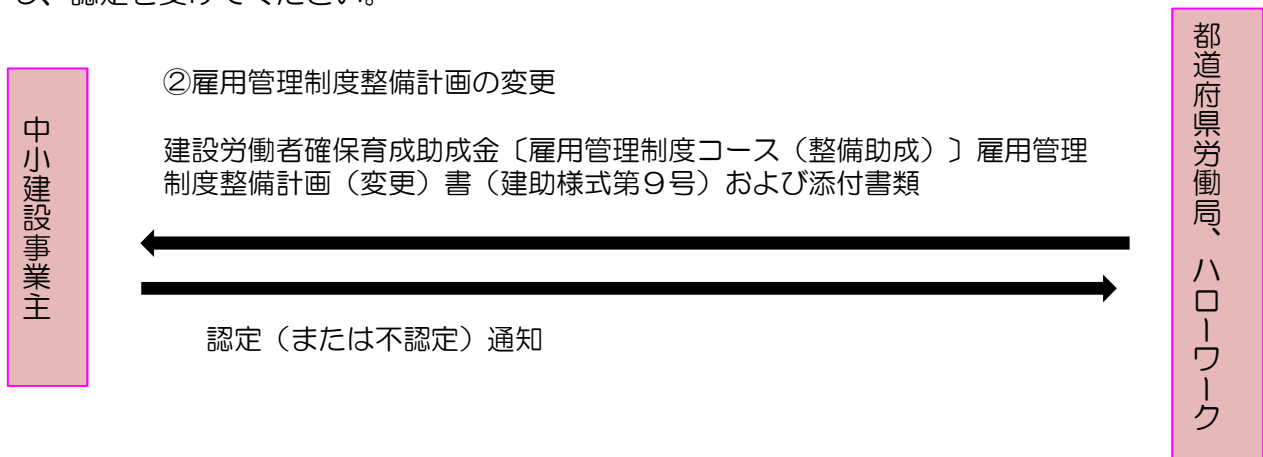
① 雇用管理制度整備計画の提出

建設労働者確保育成助成金〔雇用管理制度コース（整備助成）〕の支給を受けようとする中小建設事業主は、雇用管理制度を最初に導入する月の初日の6ヵ月前から1ヵ月前までに、雇用管理制度整備計画を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出して、認定を受けてください。



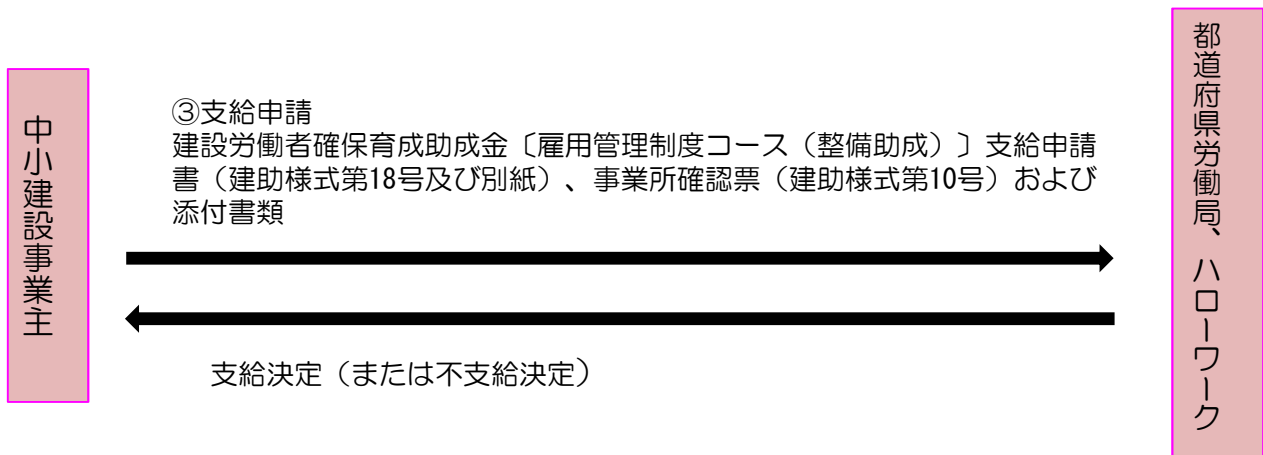
② 雇用管理制度整備計画の変更

認定を受けた雇用管理制度整備計画に変更（軽微な変更を除く）が生じるときは、変更が生じる2週間前までに必要書類を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出し、認定を受けてください。



③ 支給申請

認定を受けた雇用管理制度整備計画の計画期間の末日の翌日から起算して2ヵ月以内に、必要書類を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



1. 受給できる中小建設事業主

「若年者に魅力ある職場づくり事業」を実施する中小建設事業主

2. 若年者に魅力ある職場づくり事業

「若年者に魅力ある職場づくり事業」とは、具体的には以下の事業のことです。

事業の名称		事業の具体例
①	建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業	現場見学会、体験実習、インターンシップ、求人合同説明会、集団面接会、入職内定者への教育訓練 など
②	労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業	安全衛生管理計画の作成、工事現場の巡回、災害調査の記録、労災付加給付施策の導入に関する講習会等労働安全管理の普及に関する事業の実施、安全衛生大会の実施、期間雇用労働者の健康診断※ ¹ など
③	技能向上や雇用改善の取組についての奨励に関する事業	優良な技術者・技能者に対する表彰制度、雇用改善について優良な取組を実施する者に対する表彰制度 など
④	雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業	雇用管理研修※ ² または職長研修※ ³ の実施
⑤	雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の受講に関する事業	研修の受講 ・雇用管理研修または職長研修（上記④により自ら実施するもの） ・雇用管理研修または職長研修（若年者に魅力ある職場づくり事業を実施する中小建設事業主団体が実施するもの） ・雇用管理研修（国が民間に委託して実施するもの） ・雇用管理責任者講習（国が建設業務労働者就業機会確保事業にかかる事業を民間に委託して実施するもの）

※1～3 それぞれ別に以下のような要件があります。

※1 期間雇用労働者の健康診断の4要件

◆対象労働者は？

中小建設事業主に1ヵ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者。

作業員宿舍の管理および炊事の業務を専業としている者も含まれます。

◆実施時期は？

対象となる建設労働者を雇い入れる前1ヵ月以内または雇い入れた後1ヵ月以内に行う必要があります。

◆実施すべき項目は？

労働安全衛生規則第43条各号に掲げる項目について、医師が実施するものです。具体的には、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査、身長、体重、腹囲、視力および聴力の検査、胸部エックス線検査、血圧の測定、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査、心電図検査です。

◆費用は？

公共機関からの補助を受けずに実施する健康診断でなければなりません。

※2
 ※3

雇用管理研修、職長研修について

助成対象となる研修内容

名称	研修時間	研修受講者数	研修テーマ	講師
雇用管理研修	1日3時間以上 かつ 合計6時間以上	10人以上 100人以下	21ページの表に掲げるテーマから研修時間が6時間以上12時間未満の場合2テーマ以上、研修時間が12時間以上の場合4テーマ以上取り入れていること	研修のテーマに関し十分な知識および経験を有する者であること
職長研修	1日3時間以上 かつ 合計18時間以上	10人以上 50人以下	22ページの表に掲げるテーマから6テーマ以上取り入れていること	

助成対象なる受講者の範囲

名称	雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業	雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の受講に関する事業
雇用管理研修	① AまたはBの中小建設事業主およびその雇用する雇用管理責任者、その他の労働者 ② AまたはBの中小建設事業主と直接の下請関係にあるAまたはBの中小建設事業主およびその雇用する雇用管理責任者、その他の労働者 ③ AまたはBの中小建設事業主と直接の下請関係にある建設業を営んでいる一人親方であって、近い将来労働者を雇用する見込みのある者	雇用管理研修などを1日3時間以上受け、当該期間、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の賃金を支払われた雇用保険の被保険者
職長研修	① AまたはBの中小建設事業主およびその雇用する労働者のうち作業中の労働者を直接指導または監督する者 ② AまたはBの中小建設事業主の直接の下請関係にあるAまたはBの中小建設事業主およびその雇用する労働者のうち作業中の建設労働者を直接指導または監督する者	

雇用管理研修テーマ表

テーマ	主な内容	標準時間
1 雇用管理理論	①. 建設業の現況と特徴 ②. 建設労働の実態と問題点 ③. 建設雇用改善法の制定趣旨 ④. 建設雇用改善法の内容 ⑤. 建設労働者確保育成助成金制度の概要 ⑥. 雇用管理の体制づくり ⑦. 雇用管理責任者の職務 ⑧. 建設労働関係法令の体系とその概要 ⑨. 建設労働統計の種類とその見方	2
2 募集・採用・配置	①. 関係法令の概要 ②. 募集における問題点 ③. 正しい募集と手続 ④. 採用条件の提示 ⑤. 採用計画の作成 ⑥. 雇入基準の作成 ⑦. 配置基準の確立 ⑧. 定着指導	2
3 教育訓練	①. 職業訓練の意義とその概要 ②. 事業内訓練の概要（単独訓練・共同訓練） ③. 職場の教育のあり方 ④. 技能検定制度の概要 ⑤. 各種公的資格制度 ⑥. 社内における技能評価 ⑦. 訓練に関する各種補助金・助成金の活用	2
4 雇用契約・就業規則	①. 労働契約の意義とその内容 ②. 労働条件の明示 ③. 雇入通知書の作成および交付 ④. 労働者名簿の作成および保管 ⑤. 就業規則の意義および法令と就業規則の関係 ⑥. 就業規則の内容および作成 ⑦. 就業規則の届出	2
5 賃金管理	①. 賃金制度の概要 ②. 賃金のきめ方（定額給と出来高給、基本給と各種手当） ③. 賃金水準 ④. 最低賃金、請負制と補償給 ⑤. 賃金の支払の確保 ⑥. 法定控除、協定控除 ⑦. 賃金台帳の作り方 ⑧. 出来高給、時間外手当、平均賃金などの計算方法	2
6 労働時間管理	①. 労働時間と休憩時間 ②. 就労時間制限 ③. 休日（日曜休日、法定外休日） ④. 代休および振替日 ⑤. 休暇制度（年次有給休暇、特別休暇）	2
7 安全管理・健康管理	①. 関係法令の概要 ②. 労働災害と安全管理 ③. 各種安全教育の概要 ④. 災害発生時の措置と手続 ⑤. 各種健康診断の意義とその概要 ⑥. 健康診断の結果に対する措置 ⑦. 成人病対策 ⑧. 精神衛生管理 ⑨. K Y T（危険予知訓練）	2
8 福利厚生	①. 福利厚生の意義とその概要 ②. 寄宿舍規則の作成および届出 ③. 作業員宿舍の管理運営 ④. 勤労者財産形成促進制度 ⑤. 各種建設労働者確保育成助成金などの活用 ⑥. レクリエーションのとり入れ方 ⑦. 企業内退職金制度の概要 ⑧. 中小企業退職金制度、建設業退職金共済制度の概要	2
9 社会保険	①. 社会保険の意義とその概要 ②. 健康保険の概要と事務手続 ③. 厚生年金保険の概要と事務手続 ④. 土建国保の概要と事務手続 ⑤. 雇用保険の概要と事務手続 ⑥. 労働者災害補償保険の概要と事務手続 ⑦. 社会保険とその他の保険制度	2
10 下請構造	①. 請負契約の意義 ②. 請負契約と下請構造 ③. 下請管理、下請との関係 ④. 建設産業における生産システム合理化指針	2
11 人間関係管理	①. 労働組合 ②. 労使協議 ③. 苦情処理 ④. 提案制度 ⑤. 職場の人間関係 ⑥. 若年労働者の生活指導 ⑦. 中高年者 ⑧. 季節出稼労働者	2

【留意事項】

- 1 この雇用管理研修テーマ表は、計画届を提出して行う雇用管理研修（届出雇用管理研修）の研修テーマを定めたものです。
- 2 届出雇用管理研修には、このテーマ表から次のとおりテーマをとり入れてください。
 - (1) 研修の時間が12時間以上の研修 4テーマ以上
 - (2) 研修の時間が6時間以上12時間未満の研修 2テーマ以上
- 3 主な内容欄は、テーマの主な内容を例示したもので、ここに掲げたものに限る必要はありません。
- 4 各テーマの研修時間は2時間です。研修テーマの内容により加減（ただし1時間以上）して差し支えありませんが、1テーマ当たりの研修時間が平均2時間以上となるようにしてください。

職長研修テーマ表

テーマ	主な内容	標準時間
1 建設労働の概要	労働力の需給、建設労働の問題点	2
2 雇用の改善	建設雇用改善法の内容、雇用管理の体制	2
3 職長の役割	職長の立場、職長の役割、望まし職長像	3
4 募集・採用・配置	関係法令の概要、採用計画と配置、雇入通知書	2
5 就業規則	就業規則の性格、就業規則の内容	2
6 賃金管理	賃金の決め方、賃金の計算、賃金の支払	2
7 労働時間	労働時間と休憩時間、休日の設け方、作業時間の制限	2
8 健康管理	健康診断、成人病対策、検診の生かし方	2
9 職場の人間関係	不満の把握と解決、部下の指導、望ましい職場の人間関係	3
10 社会保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険、土建国保など	2
11 作業方法の決定、労働者の配置	作業手順の決め方、作業方法の改善、労働者の適正な配置の方法	2
12 労働者に対する指導または監督	指導および教育の方法、作業中における監督および指示の方法	2.5
13 危険性または有毒性などの調査およびその結果に基づき講ずる措置	危険性または有毒性などの調査の方法、危険性または有毒性などの調査の結果に基づき講ずる措置、設備、作業などの具体的な改善の方法	4
14 異常時などにおける措置	異常時における措置、災害発生時における措置	1.5
15 現場監督者として行うべき労働災害防止活動	作業に係る設備および作業場所の保守管理の方法、労働災害防止についての関心の保持、労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法	2
16 安全衛生責任者の職務など	安全衛生責任者の役割、安全衛生責任者の心構え、労働安全衛生関係法令などの関係条項	1
17 統括安全衛生管理の進め方	安全施行サイクル、安全工程打ち合わせの進め方	1

【留意事項】

- 1 この雇用管理研修テーマ表は、計画届を提出して行う職長研修（届出職長研修）に用いる研修テーマを定めたものです。
- 2 届出職長研修には、このテーマ表から6テーマ以上をとり入れてください。また、その際は、1～10テーマのうち、少なくとも1テーマをとり入れてください。
- 3 主な内容欄は、テーマの主な内容を例示したもので、ここに掲げたものに限る必要はありません。
- 4 各テーマの研修時間は、標準時間欄に示したとおりです。研修テーマの内容により加減（ただし1時間以上）して差し支えありませんが、1テーマ当たりの研修時間が平均2時間以上となるようにしてください。
- 5 このテーマ表の11～17に掲げる主な内容、標準時間は、安衛則第40条第2項に定める職長などの教育の事項に建設業における安全衛生責任者の教育の事項を加えたものです。このテーマ表のうち、11～17に掲げるテーマをとり入れ、主な内容のとおり標準時間以上の研修を行った場合は、安衛法、安衛則に定める職長などの教育および建設業における安全衛生責任者の教育を行ったこととなります。

3. 助成額

「若年者に魅力ある職場づくり事業」の実施に要した費用のうち、次の4. に掲げる支給対象経費の区分とそれに対応する基準により算定した合計額の3分の2に相当する額です。

2. の⑤（研修等の受講）については、労働者1人につき日額7,000円（1日3時間以上受講した日のみを対象とし、かつ6日を限度とする）とします。

支給上限額は、一事業年度につき200万円です。

なお、本事業とそれ以外の事業が混在する取組内容の費用については、本事業が5割以上占める場合のみ支給の対象となります。

また、支給申請者が自ら雇用する労働者を除き、費用を徴収することはできませんが、徴収した場合には、基準により算定して得た額から当該徴収額を差し引きます。

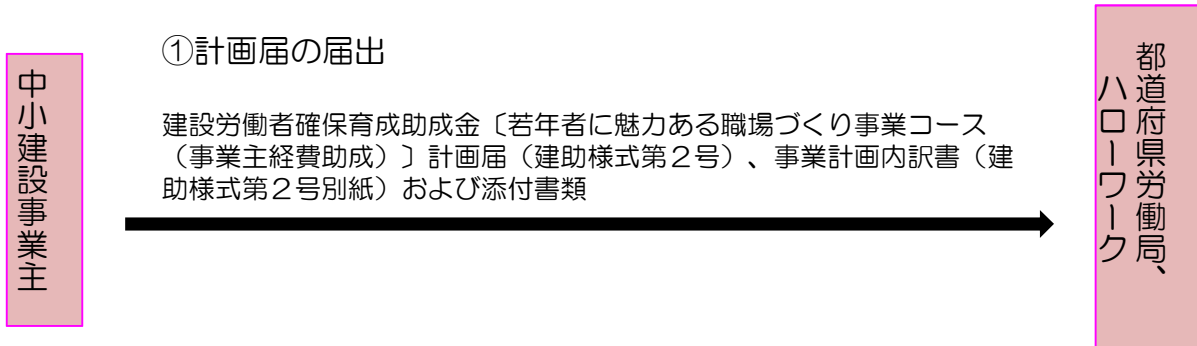
4. 対象となる経費

支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲
講師謝金 （部外講師に限る）	実費相当額	講習等の講師の謝金（事業主の役員および社員以外の講師）
コンサルティング料	実費相当額	社会保険労務士等に対するコンサルティング料
賃金	実費相当額	雇用管理研修等の受講に係る賃金（P19の2⑤の研修に限る）、短期間臨時に雇い入れるアルバイト等の賃金（本事業を実施するために専門に雇い入れた場合に限る）
旅費	1人1日当たり 18,000円までの 実費相当額	勤務先（勤務先のない場合は自宅）から目的地までの旅行に要した鉄道賃（グリーン料金を除く）、船賃（特1等を除く）、航空賃およびバス賃（いずれも事業主の役員および社員以外に係る分に限る）
バス等借上料	1人1日当たり 9,000円までの 実費相当額	バス等の借上げ料（レンタカーを借り上げた場合の燃料代を含む）
印刷製本費	実費相当額	ポスター、パンフレット、リーフレット等の印刷費
施設借上費	実費相当額	講習会等を実施する場合の会場借上料（設備の使用料を含む）
機械器具等借上料	実費相当額	建設機械、機械器具および各種用具類の借上料
教材費	実費相当額	講習等に使用する教科書代等
厚生経費	実費相当額	期間雇用労働者に対する健康診断に係る診断料、技術者・技能者や雇用改善に関する表彰（事業主および役員は除く）等に要する表彰状代（紙筒代等を含み、金券類や記念品、懇親会費は含まない）
通信運搬費	実費相当額	郵便料、電信料、電話料、諸物品の荷造り費および送料（運搬のためのレンタカー借上料を含む）
会議費	1人あたり 150円までの実 費相当額	茶菓の代価（事業主の役員および社員以外に係る分に限る）
受講参加料	実費相当額	講習会の受講料、入職内定者への教育訓練の受講料、合同就職説明会の参加料等
傷害保険料	実費相当額	学生等に対する現場見学会や体験学習等の参加中に起きた傷害に関する治療費等を保証する保険料
その他助成することが 必要と認められる経費	実費相当額	

5. 手続き

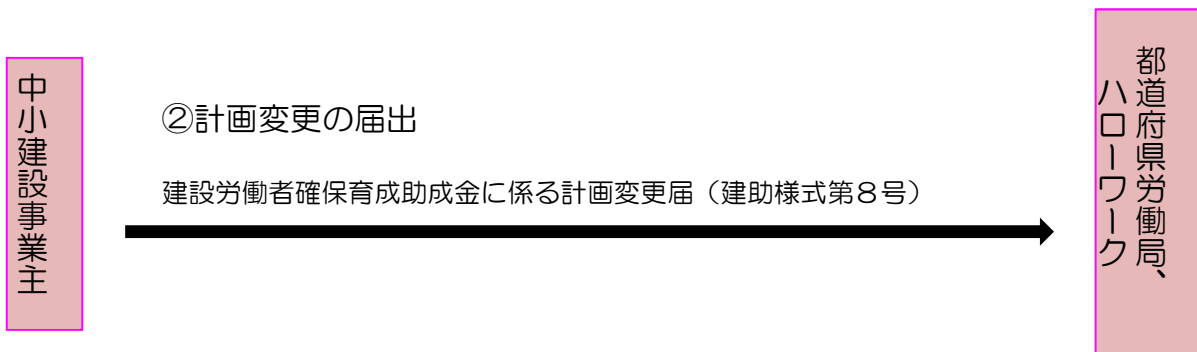
① 計画届の届出

建設労働者確保育成助成金〔若年者に魅力ある職場づくり事業コース（事業主経費助成）〕の支給を受けようとする中小建設事業主は、事業を実施しようとする年度の5月末日（平成25年度は7月末日）までに、計画届を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



② 計画届の変更

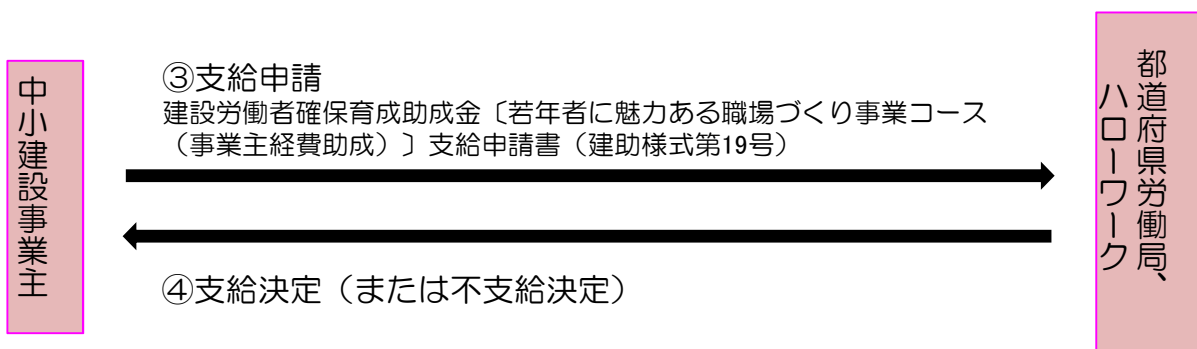
計画届を提出した中小建設事業主は届け出た内容に変更（①届け出していない事業を新たに行うとき、②所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超えるとき）が生じるときは、事前に必要書類を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出して下さい。



③ 支給申請

計画の届出を行った中小建設事業主は事業の終了した日の属する月に応じ、原則として次の表に掲げる区分に応じて必要書類を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

実施月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から8月末日まで	10月1日から11月末日まで	翌年の1月1日から2月末日まで	3月1日から5月末日まで



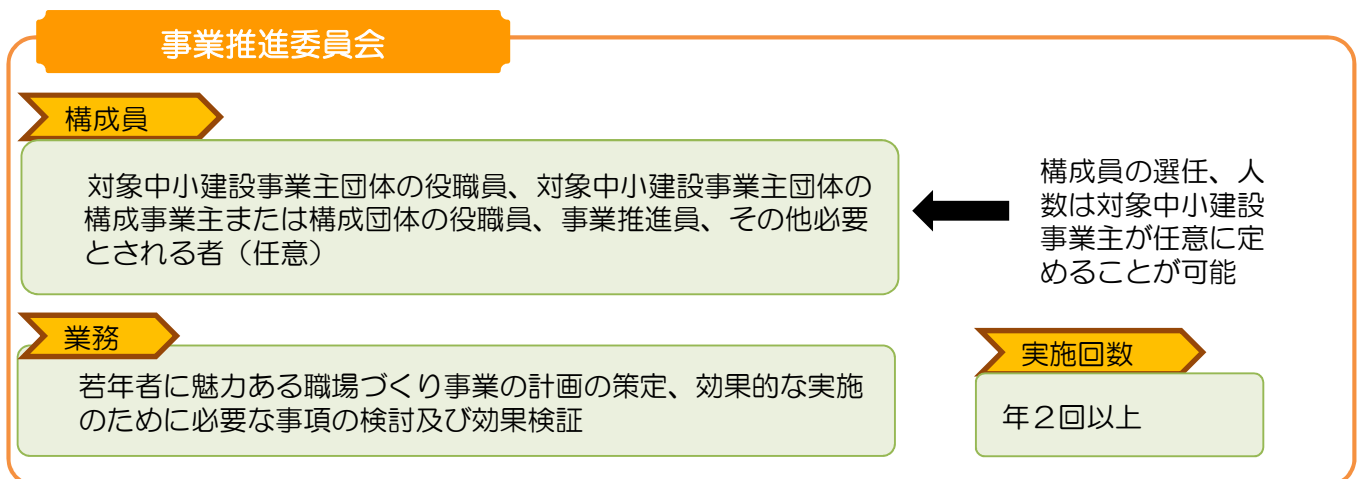
1. 受給できる中小建設事業主団体

「若年者に魅力ある職場づくり事業」※1を実施する次のいずれかに該当する中小建設事業主団体です。また、同事業の実施にあたり、事業推進委員会※2を設置するとともに、事業推進員※3を置くことが必要です。

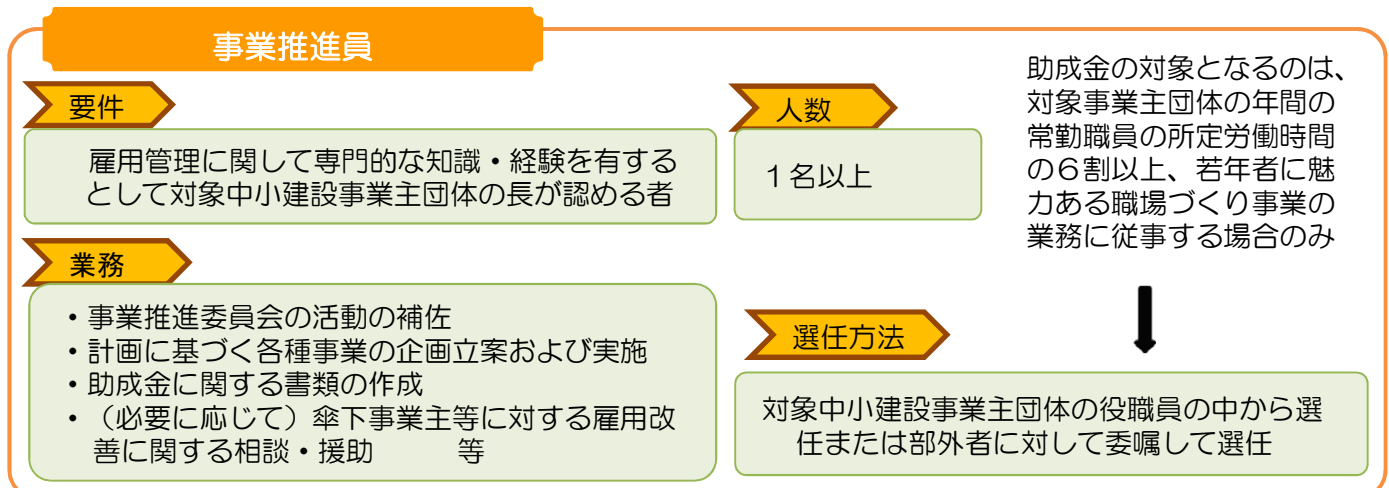
区分	要件
都道府県団体	<ul style="list-style-type: none"> ・一の都道府県の地域におけるものであること ・構成員の数が15以上のものであって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数がおおむね100人以上のものであること など
全国団体	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な規模で組織されているものであること ・連合団体にあつては、おおむね、都道府県の区域を単位として設立された団体で構成されるものであって、特定の職種に係るものであること など
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の数が15以上のものであって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数がおおむね100以上のものであり、都道府県団体および全国団体に該当しないもの 又は ・構成員の数が10以上のものであって、事業内容が学校等の学生等又は教員を対象とするものであり、当該学校等関係者を事業推進委員会の構成員とするもの

※1 「若年者に魅力ある職場づくり事業」については、2. を参照。

※2 事業推進委員会とは、支給対象となる中小建設事業主団体（以下「対象中小建設事業主団体」という）の構成事業主等によって構成され、若年者に魅力ある職場づくり事業の企画および立案を行うことを目的とする委員会です。



※3 事業推進員とは、若年者に魅力ある職場づくり事業の実施について中心的な役割を担う者のことです。具体的な基準は下記のとおりです。



2. 若年者に魅力ある職場づくり支援事業

「若年者に魅力ある職場づくり支援事業」とは、若年労働者の入職や定着を図ることを目的として実施する事業です。（①の事業は必須、かつ④～⑩のいずれかの事業を必ず実施することが必要）

なお、その目的に対する数値を用いた効果予測を事前に行い届け出るとともに、事業実施後の数値を用いた効果検証と、構成事業主の50%または100事業主のいずれか低い方を対象に入職率と離職率の調査を行い、年度末までに報告することが必要です。

事業計画策定事業・調査	①	事業推進委員会を開催し、事業の実施についての具体的な計画の策定、効果的な事業の実施のために必要な事項を検討、効果検証する事業		
	②	若年者に魅力ある職場づくり事業を行うため、雇用管理の改善についての課題を把握するための調査事業		
	③	若年者に魅力ある職場づくり事業の効果を検証するための調査事業		
入職・職場定着事業	事業名称		具体例	
	④	建設事業の役割・魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業	講習会、加工技術等の体験会、現場見学会、体験学習、インターンシップ、求人合同説明会、集団面接会、広報活動 等	
	⑤	技能の向上を図るための活動等に関する事業	入職内定者への教育訓練、新規入職者への研修会、建設労働者への公的資格（建設工事に関連する資格等であって、各法令、施行規則、省令等で定められているもの）の取得に関する講習会、教職員への実践的技能研修 等	
	⑥	評価・処遇制度等の普及等に関する事業	評価・処遇制度、昇進・昇格基準、賃金体系制度、諸手当制度等の導入やキャリアパスのモデル作成、完全週休2日制度等労働時間の削減に資する制度や育児・介護休暇等特別休暇制度の普及、社会保険制度の加入促進に必要な講習会 等	
	⑦	労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業	安全衛生管理計画の作成、工事現場の巡回、災害調査の記録、労災付加給付施策の導入に関する講習会、安全衛生大会 等	
	⑧	労働者の健康づくり制度の普及等に関する事業	人間ドック受診制度、生活習慣病予防検診、メンタルヘルス対策の導入に関する講習会、建設業務由来の疾病予防に関する啓発活動 等	
	⑨	技能向上や雇用改善の奨励に関する事業	優良な技術者・技能者に対する表彰制度、雇用改善について優良な取組を実施する事業所等に対する表彰制度 等	
	⑩	雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業	雇用管理研修または職長研修の実施	

3. 助成額

若年者に魅力ある職場づくり事業の実施に要した費用のうち、次の4. に掲げる支給対象経費の区分とそれに対応する基準により算定して得た額の合計額の3分の2に相当する額です。

ただし、事業推進員の人件費に対する助成額が、助成額全体の6割を超える場合は、超過部分については支給しません。

また、旅費及び宿泊費に対する合計の助成額及び印刷製本費の助成額それぞれについて、全国団体または都道府県団体については400万円（地域団体については200万円）を超える場合は、それぞれの超過部分については支給しません。

支給上限額は、全国団体：2,000万円 都道府県団体：2,000万円 地域団体：1,000万円です。

※ この事業とそれ以外の事業が混在する取組内容に係る費用については、取組内容のうちこの事業が5割以上占める場合のみ支給の対象となります。

※ 事業の実施に要した費用について、支給申請者が自ら雇用する労働者を除き、費用を徴収することは可能ですが、費用を徴収した場合には、基準により算定して得た額から当該徴収額を差し引きます。

4. 対象となる経費

支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲
委員謝金 (部外委員に限る)	実費相当額	推進委員会およびその他若年者に魅力ある職場づくり支援事業を行うために特別に設置した委員会の委員の謝金(当該団体から報酬を受けていない者に係る分に限る)
講師謝金 (部外講師に限る)	実費相当額	講習等の講師の謝金
執筆謝金	実費相当額	機関誌、広報誌、報告書等の執筆に要する謝金
賃金	実費相当額	短期間臨時に雇い入れるアルバイト等の賃金
人件費 (事業推進員に限る)	1人当たり 2,500,000円までの 実費相当額	事業推進員に支払う基本給、諸手当および超過勤務手当、健康保険、厚生年金保険、介護保険、厚生年金基金および労働保険の保険料のうち事業主負担分
旅費	実費相当額	勤務先(勤務先のない場合は自宅)から目的地までの旅行に要した鉄道賃(グリーン料金を除く。)、船賃(特1等を除く)、航空賃およびバス賃 (事業実施団体以外の者に対する会議等に参加するための旅費を対象とする場合は、1事業主・団体につき、1名までとする) ※助成額は、宿泊費と合わせて上限400万円(地域団体は200万円)
宿泊費	1人1泊8,700円までの 実費相当額	若年者に魅力ある職場づくり支援事業に係る会議等に参加するための宿泊費 (事業実施団体以外の者に対する会議等に参加するための宿泊費を対象とする場合は、1事業主・団体につき、1名までとする) ※助成額は、旅費と合わせて上限400万円(地域団体は200万円)
バス等借上料	1人当たり18,000円 までの実費相当額	バス等の借上げ料(レンタカーを借り上げた場合の燃料代を含む)
印刷製本費	実費相当額	ポスター、パンフレット、リーフレット等の印刷費、製本表装代およびコピー代(用紙代を含む) (配布される印刷物の配布先を明確にすること。機関誌等逐次刊行物は1事業主・団体につき原則1部までを対象とし、これを超える場合は根拠を明確にすること。) ※助成額は上限400万円(地域団体は200万円)
図書費	実費相当額	図書の購入費
施設借上費	実費相当額	講習会等を実施する場合の会場借上料(設備の使用料を含む)
機械器具等借上料	実費相当額	建設機械、機械器具および各種用具類の借上料
教材費	実費相当額	講習等に使用する原材料、教科書等(教科書の送料を含む)、教具、消耗品および燃料(建設機械等の燃料)の購入代価
視聴覚教材作成費	実費相当額	スライド、フィルム等の視聴覚教材の作成のための費用
厚生経費	実費相当額	技術者・技能者や雇用改善に関する表彰等に要する表彰状代(紙筒代等を含み、金券類や記念品、懇親会費は含まない)
調査研究費	実費相当額	雇用管理に係る課題を把握する調査事業を外部の調査研究機関等に委託した場合の委託料
通信運搬費	実費相当額	郵便料、電信料、電話料、諸物品の荷造り費及び送料(運搬のためのレンタカー借上料を含む)
会議費	1人あたり150円までの 実費相当額	茶菓の代価
消耗品費	実費相当額	事務用の消耗品の代価
備品費	実費相当額(図書費を除く)	事務用の備品または器具等の代価
委託費	実費相当額	教職員への実践的スキル研修等を職業訓練施設等に委託して実施する場合など、訓練や講習に関する費用
広報費	実費相当額	若年者に魅力ある職場づくり事業に係る情報提供のための広告費やHP作成・更新費
傷害保険料	実費相当額	学生等に対する現場見学会や体験学習等の参加中に起きた傷害に関する治療費等を保証する保険料
その他助成することが必要と認められる経費	実費相当額	

5. 手続き

① 計画届の届出

建設労働者確保育成助成金〔若年者に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成）〕の支給を受けようとする中小建設事業主団体は、事業を実施しようとする日の属する年度の5月末日（平成25年度は7月末日）までに、計画届を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

中小建設事業主団体

①計画届の届出

建設労働者確保育成助成金〔若年者に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成）〕計画届（建助様式第3号）、事業計画内訳書（建助様式第3号別紙）および添付書類

都道府県労働局、
ハローワーク

② 計画届の変更

計画届を提出した中小建設事業主団体は届け出た内容に変更（①届け出していない事業を新たに行うとき、②所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超えるとき、③事業推進員に変更があるとき）が生じるときは、事前に必要書類を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

中小建設事業主団体

②計画変更の届出

建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届（建助様式第8号）

都道府県労働局、
ハローワーク

③ 支給申請

計画の届出を行った中小建設事業主団体は事業の終了した日の属する月に応じ、原則として次の表に掲げる区分に応じて必要書類を、管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。なお、効果検証結果及び入職・離職率調査結果は3月末日までに提出してください。

実施月	3月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から8月末日まで	10月1日から11月末日まで	翌年の1月1日から2月末日まで	3月1日から5月末日まで

中小建設事業主団体

③支給申請

建設労働者確保育成助成金〔若年者に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成）〕支給申請書（建助様式第22号）

④支給決定（または不支給決定）

⑤効果検証や入職率・離職率調査報告（建助様式第24号）※年度末まで

都道府県労働局、
ハローワーク

1. 受給できる職業訓練法人

建設工事における作業についての広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人

2. 主な支給要件

職業訓練についての広報や調査・研究等、建設工事における作業についての職業訓練を振興するために必要であると認められる活動（以下「職業訓練推進活動」という）を実施するもの

3. 助成額

職業訓練推進活動の実施に要した費用のうち、支給対象費用に対する算定額の合計額の3分の2に相当する額です。

なお、年間4万人以上の職業訓練を実施する職業訓練法人に対しては、年間9,000万円を限度とし、また年間3万人以上4万人未満の場合は、年間7,500万円を限度とし、年間2万人以上3万人未満の場合は、年間6,000万円を限度とし、年間2万人未満の場合は、年間4,500万円を限度とします。

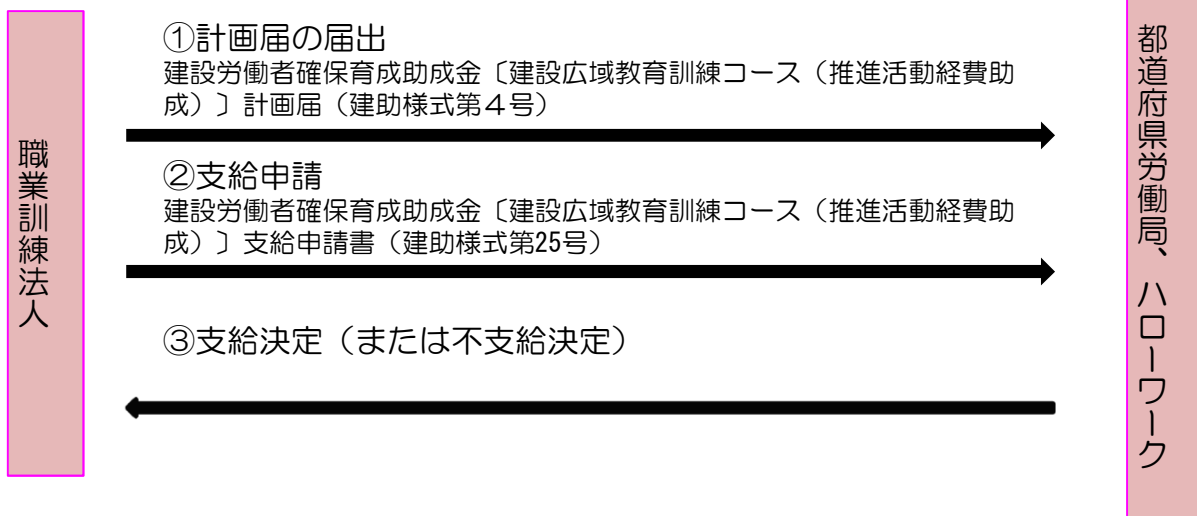
4. 計画の届出

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成）〕計画届（建助様式第4号）及び同計画裏面に記載された所定の書類などを事業を実施しようとする日の属する年度の5月末日（平成25年度は7月末日）までに、管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

5. 支給申請の手続

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成）〕支給申請書、同計画裏面に記載された所定の書類などを四半期ごとに下記に掲げる区分に応じて、管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

実施月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から8月末日まで	10月1日から11月末日まで	翌年の1月1日から2月末日まで	3月1日から5月末日まで



1. 受給できる職業訓練法人

建設工事における作業についての広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人で、認定訓練（建設事業に直接関連するものに限る）の実施に必要な職業訓練施設または職業訓練設備の設置・整備（以下「職業訓練施設設置等事業」という）を行う職業訓練法人

2. 主な支給要件

職業訓練法人が次のすべての職業訓練施設設置等事業を行うこと。

原則として職業能力開発促進法施行規則別表2および厚生労働大臣が別に定める設備細目を基準とする。

（1）職業訓練施設の要件

- ・ 実施する認定訓練の訓練生の数に応じた規模の職業訓練施設を設置または整備すること
- ・ 職業訓練施設の設置または整備後も適正な数の訓練生を確保する見込みがあること
- ・ 職業訓練施設を設置または整備するための土地を確保していること
- ・ 耐火構造またはこれに準ずる構造の職業訓練施設であって、建築基準法に基づき所要の措置がとられるものであること

（2）職業訓練設備の要件

集合して行う職業訓練の学科または実技の訓練に必要な職業訓練設備を設置または整備すること

（3）用途変更禁止の期間

助成対象となった職業訓練施設などについて、施設については最大47年間、設備については種類ごとに定める期間、支給要件を著しく逸脱した用途に使用することはできません。

また、この期間中には、別に定める「職業訓練施設等使用状況報告書」の提出が必要となります。これに違反した場合には、支給した助成金の全部または一部を返還していただきます。

3. 助成額

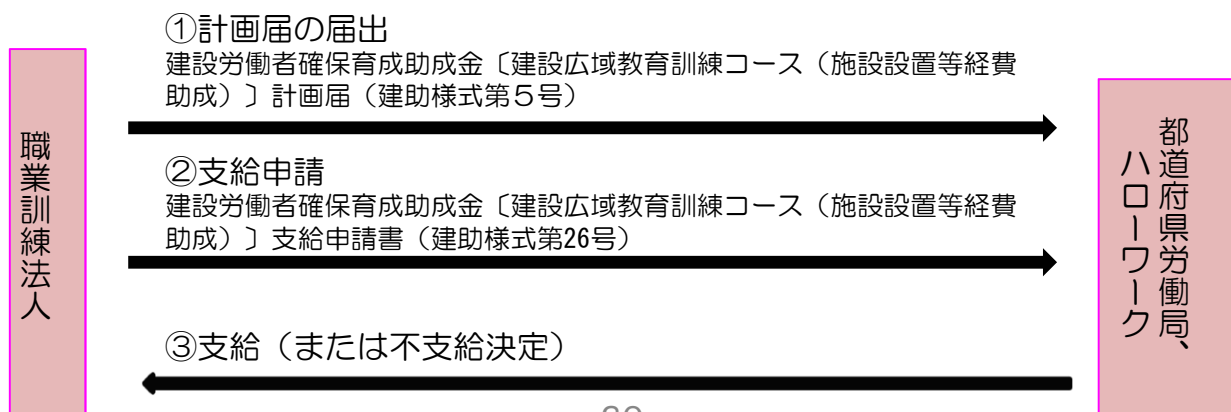
職業訓練施設設置等事業の実施に要した費用の2分の1に相当する額（その額が3億円を超えるときは、3億円）とする。

4. 計画の届出の手続

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）〕計画届および同計画裏面に記載された所定の書類などを職業訓練施設設置等事業を実施しようとする日の1ヵ月前までに、管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

5. 支給申請の手続

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）〕支給申請書及び同申請書裏面に記載された所定の書類などをこの事業が終了した日の翌日から起算して2ヵ月以内に、管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



1. 受給できる中小建設事業主

次のすべてに該当する中小建設事業主です。

- ・ Aの中小建設事業主であること
- ・ 建設事業以外で、現に営んでいない分野の事業を新たに開始し、対象訓練が終了した翌日から1年以内に新分野事業に必要な許認可の取得または売上が計上されるなど、新分野事業を営む実態を有するものであること（以下「新分野事業進出」という）
- ・ 雇用する建設労働者を新分野事業に従事させるために必要な教育訓練（Off-JTに限る）に関する計画を作成し、計画に基づき、教育訓練を有給で行うこと
- ・ 対象訓練を終了した翌日から1年以上継続して対象労働者を新分野事業への進出準備および進出後の業務に従事させるために雇用することが確実であること

2. 算定の対象となる建設労働者

教育訓練を開始する前日から起算して1年以上継続して常時雇用される建設労働者で、1年以上継続して雇用保険の被保険者であること。ただし、対象事業主に常時雇用される労働者数の4分の1が上限となります。

3. 助成の対象となる教育訓練

助成の対象となる教育訓練は次のすべてに該当するものです。

- (1) 教育訓練の内容が、新分野事業に従事するために必要なものであること
- (2) 教育訓練の時間が、合計10時間以上であること
- (3) 所定労働日の所定労働時間内に行われることが望ましいこと
- (4) 教育訓練の内容に関連する職種について次のいずれかに該当する指導員または講師が直接指導するものであること
 - ・ 職業訓練指導員免許を有する者
 - ・ 1級の技能検定に合格した者
 - ・ 実務経験が7年以上あり、これらの者と同等以上の能力を有する者
- (5) 教育訓練の実態が、次のいずれかに該当するものであること
 - ・ 事業所内訓練は、対象労働者を通常の職場の業務に就かせたままで行うものでないこと
 - ・ 事業主が以下の事業所外の教育訓練施設などにおいて行うものであること
 - (イ) 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校、認定職業訓練を行う施設など
 - (ロ) 大学、専修学校、各種学校
 - (ハ) その他職業に関する知識、技能または技術を習得させ、または向上させることを目的とする教育訓練を自ら主体的に実施する団体※
 ※「教育訓練を自ら主体的に実施する」とは、委託先である団体または事業主が、委託契約の全部を一括して第三者に委託することなく、カリキュラムの作成業務、講師の手配についての業務など教育訓練の主要な項目について自ら実施することをいいます。
- (6) 教育訓練を受講させる対象労働者から受講料を徴収しないこと
- (7) 教育訓練を受けさせる期間は、対象労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を支払うものであること

4. 助成額（限度額）・対象となる費用

支給額は、訓練終了後（新分野事業進出への進捗が確実に認められる場合に限る）および新分野事業進出後（訓練終了の翌日から起算して1年以内に限る）それぞれにおいて、次に掲げる額の合計額です。

ただし、（1）の支給額については、訓練終了後、新分野事業進出後それぞれにおいて、対象労働者1人当たり20万円を限度とし、かつ、ひとつの対象訓練当たり200万円を上限とします。

また、新分野進出後の支給を受けるためには、訓練終了後の支給を受けていることが必要です。

（1） 対象訓練に要した経費に対する支給額

対象訓練に要した経費のうち、次に掲げる支給対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額です。

- ア 対象訓練を担当する指導員または講師（外部の者に限る）の謝金
- イ 対象訓練を担当する指導員または講師（外部の者に限る）の旅費（交通費の実費相当額）
- ウ 対象訓練に必要な施設、設備または機械の借上料
- エ 対象訓練に必要な教科書その他の教材に要する経費
- オ 対象訓練を外部の教育訓練施設等において行う場合の入学料および受講料または委託費

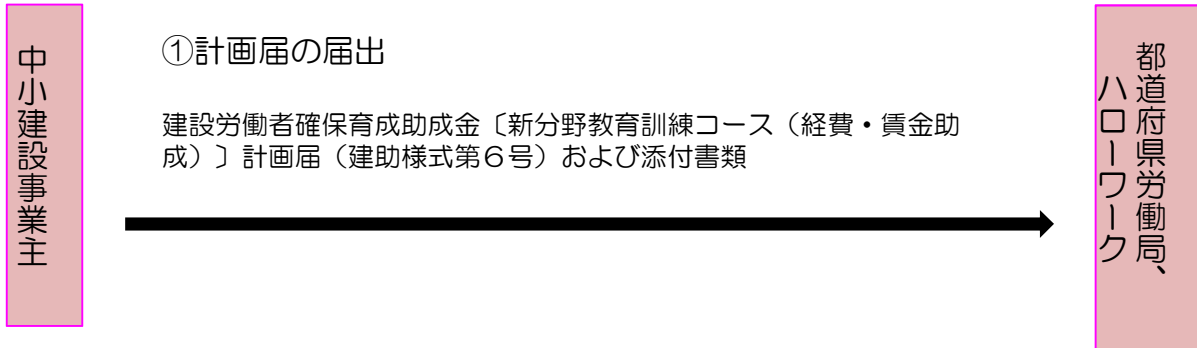
（2） 対象労働者に支払った賃金に対する支給額

対象訓練を受けさせた対象労働者1人につき、3,500円に、この対象訓練を受けさせた日数（対象訓練の時間が1日につき3時間に満たない日を除く）に乗じて得た額です。ただし、ひとつの対象訓練について40日分を限度とします。

5. 手続き

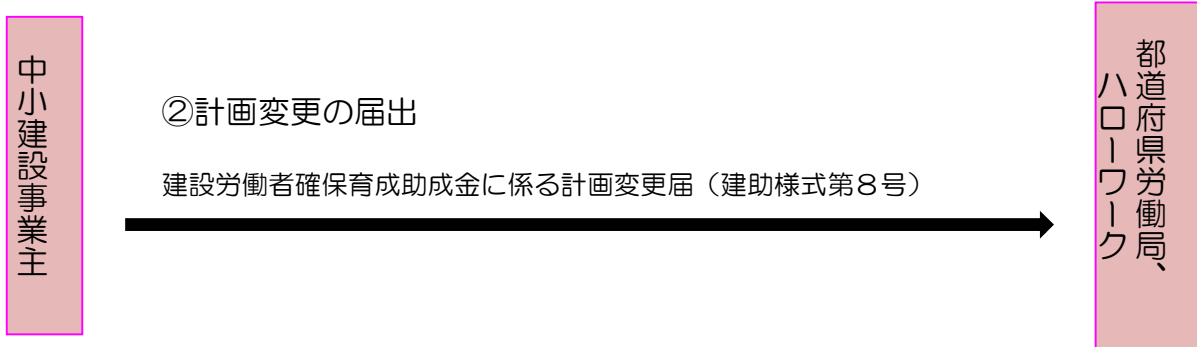
① 計画届の届出

建設労働者確保育成助成金〔新分野教育訓練コース（経費・賃金助成）〕の支給を受けようとする中小建設事業主は、事業を実施しようとする1ヵ月前までに、計画届を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



② 計画届の変更

計画届を提出した中小建設事業主は届け出た内容に変更（①教育訓練の実施計画の内容を変更する場合、②新分野事業への進出計画の内容を変更する場合）が生じるときは、対象訓練を開始する日の前日までに必要書類を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



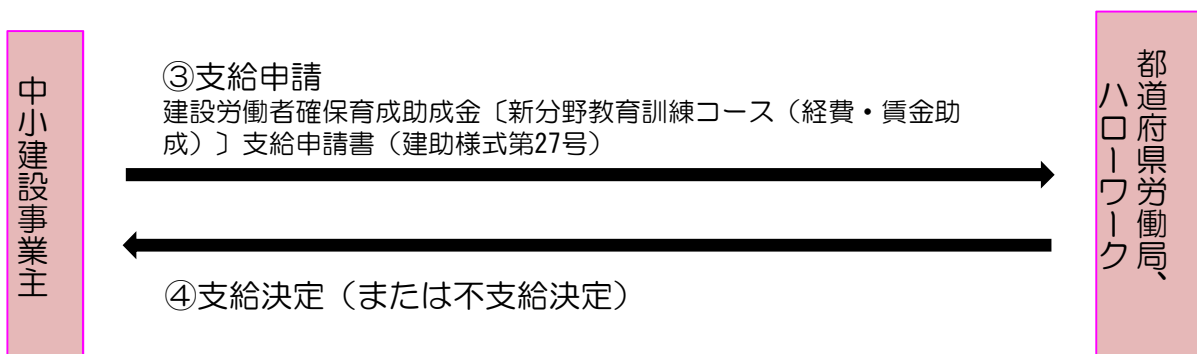
③ 支給申請

【訓練終了後】

建設労働者確保育成助成金〔新分野教育訓練コース（経費・賃金助成）〕支給申請書および必要書類などを訓練を終了した日の翌日から起算して2ヵ月以内に管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

【新分野事業進出後】

建設労働者確保育成助成金〔新分野教育訓練コース（経費・賃金助成）〕支給申請書および必要書類などを新分野事業進出した日の翌日から起算して2ヵ月以内に管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



1. 受給できる中小建設事業主

対象事業（2. 参照）の実施に関する計画を策定し、その計画に従って対象事業を実施する中小建設事業主

2. 支給対象となる事業

被災三県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する工事現場での作業員宿舎、作業員施設の賃借

作業員宿舎の賃借について

作業員宿舎とは、事業の完了の時期が予定されている有期事業の附属宿舎で、事業経営の必要上設置され、建設労働者3人以上が同一の敷地内に居住し、生活を営むことができるものをいいます。

（1） 設置基準

建設業附属宿舎規程（昭和42年労働省令第27号。以下「規程」という）の適用を受ける作業員宿舎（宿泊している労働者に労務管理上共同生活が要請されているもの）で、規程に定める基準に適合するほか、次に掲げる基準を満たすものであること

No.	主な設置基準	
1	設置場所	建設工事が行われる場所（道路を隔てて設置する場合などを含む）に設置されること※1
2	入居者数	1室の居住人員は2人以内であること。この場合、ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室以上の居室は、1室とみなすこと。ただし、1室に世帯として入居する場合は3のただし書きの要件を満たせばこの限りではないこと
3	1人当たりの居住面積	4.8㎡以上であること。ただし、1室に世帯として入居する場合は1室の居住面積が20㎡以上であること この場合の居住面積には、二段以上の寝台を設置した場合の二段以上の寝台の延面積および踏み込みが設置されている場合の踏み込み部分の面積を含めないこと
4	入居者の所属事業所	収容能力人員（床面積を、4.8㎡で除して得た数の和（2を超える場合は2とし、1未満の端数は切り捨てるものとする）の7割以上が自社の建設労働者または直接の下請けのAの中小建設事業主またはAの事業所に雇用される建設労働者であること
5	居住費の負担限度額	居住者から徴収する居住費は、無料であるかまたは当該作業員宿舎を維持するのに必要と認められる経費のうち、光熱水料その他これに類する経費などを、全居住者に負担させることを限度とするものであること
6	トイレ	大便所の便房は、女性の利用が考えられる場合には、男女別とすることが望ましいこと
7	収納設備	建設労働者の私有の身の回り品を収納できる設備は押入れ等に限らず、ロッカー等の設備でも差し支えないものとする。ただし、ロッカー等を居室内に設置した場合は、居住面積から除くこと 寝具等を収納する設備は、個人別にふすま、扉等で仕切られたものとする
8	建築基準法上の確認申請書	確認申請などを必要とする作業員宿舎 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）の規定により、確認申請などを必要とする作業員宿舎は、同法第6条「建築物の建築などに関する申請および確認」および第7条「建築物に関する完了検査」の措置が必要であること
		確認申請などを必要としない作業員宿舎 都道府県または市町村の建築主事の判断により、基準法第85条第2項に該当することが確認された作業員宿舎は、仮設建築物であることの確認報告書が必要であること
9	敷地所有者の承諾書	設置に関する敷地所有者との承諾書（土地使用契約書、土地賃貸借契約書など）を必要とすること。この場合、作業員宿舎を設置するために使用する旨約定され、その用途が明らかにされたものであること
10	その他	作業員宿舎の居室部分のみを整備した場合の食堂、浴場および便所は、同一敷地内に他の建設労働者と共同に使用できるものがあれば足りること。ただし、この場合他の建設労働者の数を含めたその総数において、規程の基準を満たすものであること

※1 設置場所については「建設工事が行われる場所」が原則ですが、建設基準法に基づく地方公共団体の条例によって「災害危険区域」と指定され、「建設工事が行われる場所」に設置が不可能な場合には、「災害危険区域」外の隣接地帯から一定の合理的な範囲内に設置されれば助成の対象となります。

(2) 助成対象外の作業員宿舎

- イ 賃借人の配偶者または1親等の血族および姻族の所有するもの
- ロ 法人が賃借する場合、その法人の事業主および役員所有するもの
- ハ 複数の事業主が契約締結するもの
- ニ 1棟の建築物のうち作業員宿舎以外の資材倉庫、事務所などの占める延床面積が、当該建築物全体の概ね2分の1以上を占めるもの。
 なお、1棟の建築物に設置する作業員宿舎の施設は、作業員宿舎の管理運営に必要な管理事務室、食品庫までとします。

(3) 助成の対象となる経費

- イ 助成の対象となる賃借料に含まれるものは、次のものに限ります。
 注：提出していただく賃貸借契約書（写）には、賃借人および貸借人の記名押印・契約年月日・賃貸借期間・作業員宿舎の所在地、構造など・1ヵ月当たりの賃借料の額が記載されている必要があります

対象となるもの	留意点
作業員宿舎の本体に係る賃借料	設置場所、構造・規模等について、類似の作業員宿舎の賃借料と比較して社会通念上適正なものでなければならないこと。
資機材の搬入に係る運搬費	—
設置または据え付け、組立に係る工事費	—
設置基礎、付帯設備に係る工事費	—
壁、床および天井に接続しまたは固定されたものに 係る費用（賃借に限る）	例えば、床に固定された調理台およびガス台、壁に固定された換気扇、テレビ用集合アンテナおよびエアコンなど（賃借に限る）

- ロ 助成対象外部分の賃借料
 - (イ) 権利金、敷金、補償金その他これに類するもの
 - (ロ) 資機材の搬出に係る運搬費
 - (ハ) 使用期間中の維持管理費および返却時における破損、欠品に係る費用
 - (ニ) 撤去費
 - (ホ) 作業員宿舎の1ヵ月分の賃借料の中に事務所・倉庫等作業員宿舎とは認められない助成対象外部分の賃借料が含まれているときは、次のアまたはイにより算出した当該助成対象外部分の賃借料を1ヵ月分の賃借料から控除します。
 - ア 賃貸借契約書に定められた1ヵ月の賃借料から助成対象外部分の賃借料が明確に区分できるときは、その額
 - イ 賃貸借契約書に定められた1ヵ月分の賃借料から助成対象外部分の賃借料が明確に区分できないときは、1ヵ月分の賃借料の額に当該1ヵ月分の賃借料の積算の基礎となった全体の作業員宿舎の延べ床面積に対する助成対象外部分の延べ床面積の比率を乗じて得た額

(4) 助成対象月数、期間

同一場所に設置された同一の作業員宿舎を賃借する場合の助成金の支給の対象となる月数は、助成金の支給の対象となった最初の日から起算して1ヵ月以上18ヵ月以内（次年度にまたがる場合は次年度の計画を作成し、次年度5月末までに届け出る必要があります）

作業員施設の賃借について

作業員施設とは、建設現場において快適で清潔な環境で仕事ができるように建設労働者に使用させるための食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室をいいます。

(1) 設置基準

建築基準法（以下、「基準」という）の規定に適合するもので、次の要件を満たすものであること。なお、軽量鉄骨造ユニット工法による作業員施設（プレハブ建築による作業員施設を含む）は、基準に適合しているものと認められます。

- イ 建設工事が行われる場所に設けられ、移動が可能であること
- ロ 作業員施設（浴室、便所およびシャワー室を除く）の1棟当たりのそれぞれの床面積が8㎡以上であること
- ハ 次の表の左欄に掲げる作業員施設に応じ、右欄に掲げる基準に該当すること

作業員施設名	基準
食堂	① 同時に食事する者の数に応じ、食卓を設け、かつ、座食することができる場合を除き、いすを設けること ② 給湯設備を設けること ③ 床は土のままとせず板張り、コンクリートなどの構造とすること
休憩室	① 寝台、畳、カーペットその他臥床することができる設備を備えること ② 床は土のままとせず板張り、コンクリートなどの構造とすること
更衣室	① ロッカーを設けること ② 床は土のままとせず板張り、コンクリートなどの構造とすること
浴室	① 清浄な水または上がり湯を備えること ② 脱衣場を設けること
便所	① 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること ② 流出する清浄な水によって手を洗う設備を設けること
シャワー室	① シャワーヘッドごとに仕切りを設けること ② 脱衣場を設けること

(2) 助成対象外の作業員施設

- イ 賃借人の配偶者または1親等の血族および姻族の所有するもの
- ロ 法人が賃借する場合、その法人の事業主および役員所有するもの
- ハ 複数の事業主が契約締結するもの

(3) 助成の対象となる経費

- イ 助成の対象となる賃借料に含まれるものは、次のものに限ります。
 - (イ) 作業員施設の本体に係る賃借料
 - (ロ) 資機材の搬入に係る運搬費
 - (ハ) 設置または据え付け、組立に係る工事費
- (ニ) 設置基礎、付帯設備に係る工事費
- (ホ) 下表に掲げる作業員施設内の備え付けの備品費（賃借に限る）

作業員施設	屋内上下水道およびガス配管工事費	屋内電気配線工事費	冷暖房設備（原則として固定されたもの）	くつ・雨具等の収納設備	いす・食卓	流し台	湯沸器	洗面台	畳 カーペット カーテン
食堂	○	○	○	○	○	○	○	○	○
休憩室	○	○	○	○			○	○	○
更衣室		○	○	○				○	○
浴室	○	○					○		
便所	○	○						○	
シャワー室	○	○					○		

- 助成対象外部分の賃借料
 - (イ) 権利金、敷金、補償金その他これに類するもの
 - (ロ) 資機材の搬出に係る運搬費
 - (ハ) 使用期間中の維持管理費および返却時における破損、欠品に係る費用
- (二) 撤去費
- (ホ) 作業員施設の1ヵ月分の賃借料の中に事務所・倉庫等作業員施設とは認められない助成対象外部分の賃借料が含まれているときは、次のアまたはイにより算出した当該助成対象外部分の賃借料を1ヵ月分の賃借料から控除します。
 - ア 賃貸借契約書に定められた1ヵ月の賃借料から助成対象外部分の賃借料が明確に区分できるときは、その額
 - イ 賃貸借契約書に定められた1ヵ月分の賃借料から助成対象外部分の賃借料が明確に区分できないときは、1ヵ月分の賃借料の額に当該1ヵ月分の賃借料の積算の基礎となった全体の作業員施設の延べ床面積に対する助成対象外部分の延べ床面積の比率を乗じて得た額

3. 助成額

支給対象費用の3分の2に相当する額です。ただし、一事業年度あたり200万円を上限とします。

4. 手続き

① 計画届の届出

建設労働者確保育成助成金〔作業員宿舍等設置コース（経費助成）〕の支給を受けようとする中小建設事業主は、事業を実施しようとする2週間前までに、計画届を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

中小建設事業主

①計画届の届出

建設労働者確保育成助成金〔作業員宿舍等設置コース（経費助成）〕計画届（建助様式第7号）および添付書類



都道府県労働局、ハローワーク

② 計画届の変更

計画届を提出した中小建設事業主は届け出た内容に変更（所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超えるとき）が生じるときは、事前に必要書類を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

中小建設事業主

②計画変更の届出

建設労働者確保育成助成金に係る計画変更届（建助様式第8号）



都道府県労働局、ハローワーク

③ 支給申請

計画の届出を行った中小建設事業主は事業の終了した日の属する月に応じ、原則として次の表に掲げる区分に応じて必要書類を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

実施月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から8月末日まで	10月1日から11月末日まで	翌年の1月1日から2月末日まで	3月1日から5月末日まで

中小建設事業主

③支給申請

建設労働者確保育成助成金〔作業員宿舎等設置コース（経費助成）〕支給申請書（建助様式第28号）



④支給決定（または不支給決定）

都道府県労働局、ハローワーク